

社援発 0808 第 48 号
障 発 0808 第 5 号
老 発 0808 第 3 号
こ 成 環 第 113 号
令和 5 年 8 月 8 日
第 1 次・第 2 次改正
(省 略)

第 3 次改正 社援発 1029 第 2 号
障 発 1029 第 3 号
老 発 1029 第 1 号
こ 成 環 第 696 号
こ 支 虐 第 429 号
令和 7 年 10 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

重層的支援体制整備事業の実施について

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 4 第 2 項に基づき、市町村が実施する重層的支援体制整備事業について、今般、別紙のとおり「重層的支援体制整備事業実施要綱」を定め、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

ついては、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

なお、本通知の適用に伴い、「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和3年6月15日付け子発0615第10号、社援発0615第2号、障発0615第1号、老発0615第1号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長連名通知）は廃止する。

別紙

重層的支援体制整備事業実施要綱

(目的)

- 1 本事業は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 106 条の 4 第 2 項に基づき、市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とする。

なお、本事業の実施にあたっては、社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件（令和 2 年厚生労働省告示第 396 号）、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成 29 年厚生労働省告示第 355 号）及び「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」（令和 3 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の内容も踏まえること。

(実施主体)

- 2 本事業の実施主体は市町村とする。

(事業の種類)

- 3 実施主体は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 包括的相談支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）

「包括的相談支援事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。

ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業（「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）に定める包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（以下「地域包括支援センターの運営」という。））

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業（「地域生活支援事業等の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める相談支援事業（以下「相談支援事業」という。））

ウ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる

事業（「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知）に定める利用者支援事業（以下「利用者支援事業」という。））

エ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号社会・援護局長通知）に定める生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。））

オ 生活困窮者自立支援法第11条第1項に定める事業（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める福祉事務所未設置町村による相談事業（以下「福祉事務所未設置町村相談事業」という。））

（2） 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）

「地域づくり事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。

ア 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定める事業（「地域支援事業の実施について」に定める介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業（以下「地域介護予防活動支援事業」という。））

イ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業（「地域支援事業の実施について」に定める包括的支援事業（社会保障充実分）のうち生活支援体制整備事業（以下「生活支援体制整備事業」という。））

ウ 障害者総合支援法第77条第1項第9号に掲げる事業（地方交付税により措置する基礎的事業及び「地域生活支援事業等の実施について」に定める地域活動支援センター機能強化事業（以下「地域活動支援センター事業」という。））

エ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業（「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第113号こども家庭庁成育局長通知）に定める地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。））

オ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める生活困窮者支援等のための地域づくり事業

（3） 多機関協働事業等

参加支援事業（法第106条の4第2項第2号に掲げる事業をいう。以下同じ。）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（同項第4号に掲げる事業

をいう。以下同じ。)及び多機関協働事業(同項第5号に掲げる事業及び同項第6号に掲げる事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業(以下「多機関協働事業等」という。)

(事業の実施)

4 各事業の実施は次によること。

- (1) 重層的支援体制整備事業の実施における留意事項(別添1)
- (2) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて(別添2)
- (3) 包括的相談支援事業実施要領(別添3)
- (4) 地域づくり事業実施要領(別添4)
- (5) 多機関協働事業等実施要領(別添5)

(国の補助)

5 国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

(事業の遂行状況の報告)

6 国は、本事業の遂行状況について、別に定めるところにより、必要に応じて報告を求めることとする。

別添 1

重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

1 重層的支援体制整備事業実施に係る心構え

市町村において包括的な支援体制を整備するに当たっては、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化することが必要である。そのためには、

- ・ 相談支援を通じて、本人や世帯の属性を問わず包括的に受け止め、支援関係機関全体で支援を進めること
- ・ 参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施すること
- ・ 地域づくりに向けた支援を通じて、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施すること

が必要であり、一つの有力な手法として、重層的支援体制整備事業（以下本留意事項において「重層事業」という。）が位置づけられている。

したがって、重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要である。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠である。

他方、このプロセスを経ぬまま、重層事業に必要な形式的要件を具備することや、支援会議や重層的支援会議の設置を優先すると、関係者の負担感ばかりが増幅し、体制構築が進まず、実際にも以下のような事例が報告されている。

- ・ 会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまい、連携・協働の体制として発展していかない
- ・ 重層事業を構成する全ての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援にとどまっており、地域における支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれない

また、重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。

したがって、各市町村における重層事業の担当部署及び担当者は、既存の支援関係機関等を支援する、いわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動への支援を一手に担ってしまうことは、決して望ましいものではない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失

われる結果となりかねないことに留意が必要である。

重層事業を実施する全ての市町村においては、こうした点について十分に認識し、庁内における組織的な検討作業、庁外の関係者との関係性づくりのいずれにおいても、丁寧に合意形成を図ることを旨としてほしい。

2 重層事業実施に向けて必要なプロセス

重層事業の実施に向けて、少なくとも以下のプロセスは必要であるので、ご留意いただきたい。

(1) なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解

人口減少が進展し、行政のリソースも減少することが想定される中、将来の「わがまち」において複雑化・複合化した支援ニーズにアプローチしていくためにどのような支援体制や社会資源が求められるのか、検討を経た上で重層事業を実施することが重要である。

このためには、まずは「わがまち」の目指す将来を想像し、現状の地域活動や住民同士のつながり等も勘案した上で、重層事業を活用して包括的な支援体制を整備することの必要性について、庁内外で理解を得ておくことが必要である。

(2) 「重層的」な取組を行うことの合意

重層事業は、個別の対象者への支援や、地域活動への支援が担当部署に集中してしまうことは想定しておらず、「チーム」として支援していく仕組みであることは、1で述べたとおりである。

このような体制を整備するためには、まずは庁内外において、以下の観点から「重層的」な取組を行うことへの合意を得る必要があり、これを経ずに実施すると、重層事業により各分野や支援関係機関間の新たな「押し付け合い」が発生してしまうおそれがあることにご留意いただきたい。

- ・ 高齢・障害・子ども・生活困窮を始めとした各分野の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ アウトリーチ、相談支援、参加支援といった一連の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ 各福祉制度と、住民主体の地域活動等との相互の重なり合いが重要であること

(3) 事業のデザイン

重層事業は、(1)及び(2)のような観点を踏まえた上で、地域の実情に応じた事業設計を行うことが重要である。したがって、他地域の先進事例等を単純に取り入れるのではなく、以下のような観点から、市町村が主体的

に事業を「デザイン」することが必要である。

- ・ 庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか
- ・ 「わがまち」の強みや、今後活かせるような社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせることでどのような取組が可能か

また、包括的な支援体制を今後も持続可能なものとしていくためには、庁内の体制の変化や、地域社会の変容に応じて、適宜見直せるような柔軟な仕組みとすることも重要である。

別添 2

重層的支援体制整備事業の枠組みについて

1 重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子育て、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8及び第106条9）として交付するものである。

2 法第106条の3第1項に規定する市町村の努力義務を踏まえた対応

法第106条の3第1項において、市町村は、重層的支援体制整備事業をはじめとする次の（1）から（3）までの各施策の積極的な実施等を通じ、地域住民等及び関係機関による地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされている。

- （1） 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備のための施策
- （2） 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備のための施策
- （3） 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備のための施策

重層的支援体制整備事業はこれらの3つの施策の要素を一体的に備えた事業であり、相談支援及び地域づくりに向けた支援を重層的支援体制整備事業として実施する場合は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備する観点から、市町村全体で事業の対象者の属性や世代に関わらず包括的に相談を受け止めるものとする。

別添 3

包括的相談支援事業実施要領

1 目的

本事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うこと等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市町村とする。ただし、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、事務の全部又は一部を、地域における福祉に資する事業について実績を有する社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）その他の当該市町村内において事業を適切に実施することができるものと当該市町村が認めるものに委託等することができるものとする。なお、委託等の取扱いについては、3 の（1）のアからエまでの各事業の根拠法や実施要綱に規定がある場合は当該規定が優先適用されるため、留意すること。

3 事業内容

本事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている相談支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施することで、地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）を実施する事業者（以下「包括的相談支援事業者」という。）は、相談者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止めることが可能となるとともに、市町村の創意工夫のもとで分野横断的に包括的な支援体制を整備することができることとなる。こうした点を踏まえ、本事業では次の取組を行う。

- （1） 実施市町村内において、次のアからエまでの全ての事業を一体的に実施すること。なお、重層的支援体制整備事業における各事業の運営に当たっては、別記 1 「包括的相談支援事業の運営について」に基づき対応すること。

ア 地域包括支援センターの運営

- イ 相談支援事業
- ウ 利用者支援事業
- エ 自立相談支援事業（福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）

（２） 包括的相談支援事業者は、次の取組を行う。

ア 包括的な相談の受け止め

包括的相談支援事業においては、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うこと。また、受け止めた相談のうち、当該相談支援事業者のみでは解決が難しい場合には、地域における各支援関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐこと。

イ 包括的相談支援事業者から多機関協働事業者へのつなぎ

（ア） 多機関協働事業者へのつなぎ（支援依頼）

相談者が複合化・複雑化した支援ニーズを抱えているため、課題の全体像を俯瞰した上で、支援関係機関の役割分担を整理する必要がある事例や、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の対象になることが想定される事例については、包括的相談支援事業者から多機関協働事業者に支援を依頼する。

また、包括的相談支援事業者から多機関協働事業者に相談者をつなぐ際には、包括的相談支援事業者が多機関協働事業の役割や支援内容について丁寧に説明を行い、本人が同意した上で多機関協働事業につなぐよう配慮する必要がある。加えて、本人に不安感が強い場合には、本人と多機関協働事業者が話をする機会の設定や同行支援を行う等の対応を行うこと。

なお、多機関協働事業者が本人のアセスメントを行うために必要な情報は、基本的には、包括的相談支援事業者を含めた支援関係機関が収集すること。ただし、多機関協働事業者が直接情報収集した方が望ましい事例についてはこの限りではないが、その場合も、多機関協働事業者と調整すること。

（イ） 重層的支援会議への参加

重層的支援会議（別添４の１（３）のキを参照）の規定により多機関協働事業者が開催する重層的支援会議をいう。以下同じ。）には、原則として、包括的相談支援事業者も参加すること。

また、重層的支援会議で検討した結果、多機関協働事業者に事例を紹介した元の包括的相談支援事業者が主担当として支援を行うことが適当と判断された場合については、多機関協働事業者からの事例対応におけ

る助言や支援関係機関等の連携体制を活用しながら、当該包括的相談支援事業者において当該事例への対応を行うこと。

(ウ) 多機関協働事業による継続的な支援が行われている際の包括的相談支援事業との連携

支援関係機関からの紹介により多機関協働事業につながった事例のうち、課題の解きほぐしや支援関係機関の役割分担に時間を要する等の理由によって、一定期間、多機関協働事業による継続的な支援が行われる場合も想定される。この場合、包括的相談支援事業者は、多機関協働事業者からの要請に基づき積極的に連携をはかり、支援に関わることが求められる。

なお、多機関協働事業者からの依頼に応じて、原則本人同意を取得した上で、本人やその世帯に関わる情報を収集し、共有すること。

(エ) 多機関協働事業による支援終了後の包括的相談支援事業へのつながりもどし

支援関係機関の役割分担等が定まり、多機関協働事業による支援が終了した場合には、多機関協働事業のプランに基づき適切な機関につなぐこととなる。事例によっては、多機関協働事業者から包括的相談支援事業者につながることも想定されることから、日頃から地域の支援関係機関と連携することが重要であるほか、終了後に適切な支援ができるよう事前に体制を整えておくことが重要である。

また、多機関協働事業のプラン内容の適切性の検討や支援決定は、重層的支援会議で行われることから、原則、包括的相談支援事業者も重層的支援会議の構成員となり、参加することが求められる。

(3) 包括的相談支援事業の実施体制

重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の整備を進めることを目指すものであり、個々の相談支援拠点の具体的な設置形態については、各分野の相談支援拠点のまま他の分野の支援関係機関と連携して対応する形態や、いわゆるワンストップの総合相談窓口を設けるもの等様々な形態が想定される。

主に想定される設置形態の類型は以下のとおりであるが、市町村においてどのような実施体制とするかについては、既存の相談支援拠点の専門性やこれまで積み重ねてきた実践等、地域資源の強みを活かすとともに、地域の支援力の底上げを図る体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討すること。

ア 基本型事業・拠点

3の(1)のアからエまでの事業のうち、単一の事業の委託を受けて支

援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えた者の相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎ等、市町村の体制・チームの一員として、地域住民の様々なニーズに対応する。

イ 統合型事業・拠点

3の（１）のアからエまでの事業のうち、複数の事業の委託を受けて相談支援拠点を集約して支援を実施する形態。なお、統合型による実施体制とする場合であっても、各事業に規定された人員配置基準をそれぞれ満たすことが必要である。

ウ 地域型事業・拠点

各事業の基準を満たす基本型事業・拠点や統合型事業・拠点を市町村内においた上で、地域住民に身近な場所等で相談や活動を行う形態。住民自身も担い手となることも想定される。また、地域型事業・拠点の活動は、実施市町村内の基本型事業・拠点又は統合型事業・拠点との連携体制を確保するとともに、重層的支援体制整備事業実施計画（法第106条の5第1項に規定する計画をいう。以下同じ。）や支援会議（法第106条の6第1項に規定する会議をいう。以下同じ。）の仕組みを通じて、専門的なバックアップを受けながら実施されることが必要である。

別添 4

地域づくり事業実施要領

1 目的

本事業は、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市町村とする。ただし、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、事務の全部又は一部を、地域における福祉に資する事業について実績を有する社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の当該市町村内において事業を適切に実施することができると当該市町村が認めるものに委託等することができるものとする。なお、委託及び間接補助等の取扱いについては、3の（1）のアからオまでの各事業の根拠法や実施要綱に規定がある場合は当該規定が優先適用されるため、留意すること。

3 事業内容

本事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施することで、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業を実施する事業者（以下「地域づくり事業者」という。）は、属性に関わらず、地域住民を広く対象としつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができることとなる。こうした点を踏まえ、本事業では次の取組を行う。

（1） 次のアからオまでの全ての事業を一体的に実施すること。なお、重層的支援体制整備事業における各事業の運営に当たっては、別記2「地域づくり事業の運営について」に基づき対応すること。

- ア 地域介護予防活動支援事業
- イ 生活支援体制整備事業
- ウ 地域活動支援センター事業
- エ 地域子育て支援拠点事業

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

(2) 地域づくり事業者は、次の取組を行う。

ア 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

(ア) 基本的な考え方

地域づくり事業では、血縁・地縁・社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と居場所がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守り等のセーフティネットの充実を図っていく必要がある。

また、地域づくり事業は3の(1)のアからオまでの事業を包含する事業であることから、実施市町村内において、各事業において求められる運営上の基準を満たし、各事業が対象とする高齢者・障害者等・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進めていくことが必要である。

なお、各事業の拠点が担う役割を決定する際には、重層的支援体制整備事業実施計画の策定プロセス等を活用し、地域における支援ニーズや市町村全体の社会資源の把握等を行うとともに、地域住民や支援関係機関等の関係者間において議論する場を設けることが重要である。

(イ) 地域づくり事業の拠点等の利活用

地域づくり事業の各事業の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、これまで各事業において直接対象としていなかった者についても利用することができ、多世代・多属性の活動の場として運営することも可能となる。

市町村の中には、従前どおりの特定の属性や世代に特化した運営を維持する拠点と、重層的支援体制整備事業の実施を契機として多世代・多属性を対象とした支援を実施する拠点が混在することも考えられる。重層的支援体制整備事業は、事業を通じて、市町村全体で属性によらない包括的な支援体制を整備することが目的であることを踏まえ、地域づくり事業においても、地域住民を広く対象として居場所や交流の場が提供されることを目指していくこと。

また、個々の拠点（施設）内の空間や時間で区分する（部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける）等の工夫により、各事業における対象者が利用する場としての特長を保ちつつ、個々の拠点の利用者の範囲を（多機能化する）方法も考えられる。

(ウ) 新たな場の確保

多世代・多属性を対象としたサロン、地域食堂、コミュニティカフ

ェ等の居場所や交流の場を新設することや、民間のカフェやフリースペース等の経営主体と連携協定を締結すること、又は、他省庁の施策において実施されている活動（例：小さな拠点に関する事業、空き家再生等推進事業等）と連携し、一体的に実施する等の手法により、地域づくり事業に包含される各事業の従来の役割を広げ、多様な地域づくりが可能となる。こうした取組も参考にしながら、各市町村において、地域の特性を活かしつつ創意工夫をこらして地域づくり事業を推進していくことが重要である。

イ 個別の活動や人のコーディネート

（ア） 基本的な考え方

地域づくり事業に従事する広くコーディネーターとしての役割を果たす者に求められる役割として、地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかかけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけていくことが必要である。

また、地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目して、多様なつながりが生まれる環境整備が図れるよう、これまで福祉制度の地域づくり施策とはつながりの薄かった、まちづくりや地方創生等他分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。

なお、地域づくりの取組は生活者である地域住民が主体として進めることが重要であることから、地域づくり事業の展開において地域住民による既存の取組の継続を妨げることがないように留意する必要がある。

（イ） 支援の展開

地域共生社会の実現に向けた啓発活動等による気運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくりを支えていくこと。その際、ここという「場」には物理的な拠点だけでなく、イベント等のきっかけづくり等様々な形態が含まれ得ることを踏まえ、柔軟な発想で取り組むことが必要である。

また、既存の地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値の見える化を図る機会（発表会や表彰式等）を持つことにより相互理解を深め、当該活動や取組の有用感や継続性を高めていくことができるよう努めること。

地域づくり事業における各拠点での活動内容や対象としている利用

者層を支援関係機関等の間で共有し、取組の連携を図ることで、各拠点がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を市町村全体で整備していくこと。特に、既存のコーディネーター人材を活用する際には、業務負担を勘案しつつも、従前の活動での対象者を超えた取組が進むよう意識することが必要である。

さらに、他分野における既存の地域の活動や取組においてコーディネーター的な役割を担う人材（例：集落支援員、地域おこし協力隊等）同士がつながり、活動目的や機会を共有することにより、双方の取組を拡張・発展させるという視点も重要である。

ウ 多分野がつながるプラットフォームの展開について

（ア） 基本的な考え方

実施市町村においては、多様な場・居場所づくりや地域活動等のコーディネーターといった地域づくりのプロセスの活性化や発展のため、分野・領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成を意識することが望ましい。

プラットフォームの形成は必ずしも地域づくり事業の要件ではないが、様々な関係者がお互いの強みを持ち寄り、お互いの目指す方向性や社会資源を共有し学び合うことにより、それぞれの弱みを補い合うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化することにもつながるものとする。

なお、こうしたプラットフォームが地域に複数存在していることが重要であり、また、プラットフォームの多様性を確保する上でも、既存の協議の場も活用しながら整備していくことが求められる。

（イ） 様々な分野の関係者が集い、関係性を深めるための場（プラットフォーム）の設定

人、場、活動、サービス、情報等の地域の社会資源がつながり、地域における様々な活動の継続や次の展開に向けて働きかけることを目的として、地域の多様な主体が情報交換や協議をすることができる場・機会を設定するよう努めること。

また、福祉分野に閉じずに、様々な分野における活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備していくことを重視し、それを実施する際には、幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネーター機能を十分に活用すること。

（３） 地域づくり事業の実施にあたっての留意点

ア 地域づくり事業の実施体制

地域づくり事業は、３の（１）のアからオまでの各事業における個別の拠点において、多世代・多属性を対象にした継続的な支援が求められるものではなく、市町村全体の体制として多世代・多属性に対する居場所や参加の場が提供されることを目指すものである。

従って、個別の拠点単位では、従前通り特定の属性や世代を意識した取組を維持するものと、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するもの等が混在し得ることになる。

ただし、いずれの拠点においても、把握し受けとめた課題については、専門的な支援が必要なものは適切に各分野の専門機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複合化・複雑化した課題については多機関協働事業者や包括的相談支援事業者につなぎ、必要な相談や参加につながるよう対応すること。

イ フィールドワークによる地域の人と社会資源の確認

地域づくりにおいては、地域に既に「ある」ものを活かす視点が不可欠であり、まずは、地域に飛び出して地域住民や活動している団体等とフラットな関係を築く中で、地域の人や社会資源（場・活動・サービス・情報等）の現状を確認すること。

また、日常の生活の中で、地域住民による支え合いにつながるような活動が既に行われている場合は、活動内容とその価値を共有し学ぶ機会（例：住民を含む協議の場等）を設け、活動の重要性を理解する価値観を醸成するよう努めるとともに、同時に、制度・事業等の特定の枠組みを当てはめようとするのではなく、現在の活動のかたちや問題意識を尊重することの重要性を十分認識すること。

多機関協働事業等実施要領

1 多機関協働事業

(1) 目的

本事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援関係機関では対応が難しい支援ニーズがある事例であって、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めることで、市町村における包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は市町村とする。

ただし、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、事務の全部又は一部（（３）において市町村が行うこととされている事務を除く。）を、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の当該市町村内において事業を適切に実施することができると実施主体が認めるものに委託することができるものとする。

(3) 事業内容

ア 多機関協働事業の基本的な役割

重層的支援体制整備事業は、支援関係機関等からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。

また、本事業は、既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援関係機関では対応が難しい支援ニーズがある事例であって、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例について、当該事例に係る支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体に係る種々の調整を行う、いわば支援者を支援する役割を担う事業である。ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら、支援対象者本人に直接会って独自のアセスメントを行う等といった直接的な支援も行うこと

とする。

なお、多機関協働事業の従事者については保健医療福祉等の専門職等、適切に業務を行うことができる人材を配置することが望ましい。

イ 相談受付

既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがあり、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、支援関係機関等からの相談を受け付けた上で必要な支援を行う。

また、多機関協働事業者が、既存制度等で対応できる支援ニーズや、支援関係機関の通常の連携体制で対応可能と想定される支援ニーズに係る事例等、多機関協働事業において調整を行う必要性が低いと判断される事例に係る相談を受けた場合には、相談を行った支援関係機関等（以下「相談元」という。）と協議した上で、相談元に事例を戻すこともあり得るが、この場合においては、多機関協働事業者は、相談元に対し、支援ニーズの変化等に応じ、必要な場合は再度相談するよう伝えることとする。

既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがあり、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましいと判断された事例については、多機関協働事業者が、原則、支援対象者本人に相談受付・申込票（参考様式）を記入させ、利用申込（本人同意）を行わせるものとする。基本的には、相談元が利用申込の補助を行うものとするが、支援対象者本人が多機関協働事業による支援を受けることに不安がある等、円滑な利用申込につながらないことが想定される場合には、多機関協働事業者が直接支援対象者本人に支援内容の説明をする等、丁寧な対応を行うこと。

ウ アセスメント

多機関協働事業者が本人やその世帯の状態を把握し、支援方針等の検討を行うために必要な情報は、相談元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関に依頼するものとする。ただし、多機関協働事業者が直接、本人やその世帯から情報収集をした方が良いと判断した場合は、独自のアセスメントを行うこととする。

収集した情報は、多機関協働事業者が、別途指定するインテーク・アセスメントシート（参考様式）にまとめるほか、エに基づくプラン作成のため、重層的支援会議（キを参照）に提示すること。

また、本人やその世帯の状況によっては、早期にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業により対応した方が良いと判断される事例もあると考えられることから、インテーク・アセスメントの段階からア

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者や参加支援事業者と必要な連携体制を確保しておくものとする。

エ プラン作成

アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関間の円滑な連携体制のもと、既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがあり、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例について、同ニーズを有する者やその世帯へ必要な支援を提供するため、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。

当該プランの作成に当たっては、重層的支援会議（キを参照）において、包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を始めとする支援関係機関と、役割分担や支援の目標・方向性について十分議論を行う。

また、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業を利用する場合も、多機関協働事業者がプランにこれらの事業による支援を行うことを明記し、支援決定を受けた後でこれらの事業につなぐことを基本とする。ただし、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業による早期支援が必要な場合は、プラン作成前からこれらの事業による支援を行うことを妨げるものではない。

オ 支援の実施

支援関係機関等の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチーム一体となりプランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行うものとする。また、プランに基づく支援の実施状況は、支援関係機関から随時把握することとし、必要があれば収集した情報をもとに再度、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更するとともに、再プランについても適切に検討及び実施するものとする。

カ 終結

本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終了するものとする。なお、多機関協働事業の支援終結後は、プランに基づき支援関係機関の中から支援の主担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走支援する体制を確保するものとする。

なお、支援終結後に本人の状態やその取り巻く環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の整理が必要となった場合は、速やかに多機関協働事業による支援を再開する。このため、支援の終結後も支援関係機関と情報共有等ができる体制を確保しておくものとする。

キ 重層的支援会議

(ア) 会議の開催

重層的支援会議は多機関協働事業者が主催する。また、多機関協働事業を民間団体に委託して実施する場合、市町村は必要と考えられる支援関係機関の招集を円滑に行うために必要な協力を行うこと。

また、市町村は全ての重層的支援会議に参加するものとし、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業又は参加支援事業による支援を行う場合には、エで作成したプランに基づき市町村がその決定を行うものとする。

(イ) 会議の役割

重層的支援会議は、

- ・ 既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがあり、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例について、当該事例に関係する支援機関の役割分担や、支援の方向性の整理を行うことに加え、
- ・ 人口減少社会にあっても包括的な支援体制を維持できるよう、支援関係機関間の連携を進め、多機関協働事業を介さずとも、支援関係機関間で対応できる支援ニーズを増やしたり、
- ・ 既存制度等では対応できない支援ニーズにも対応できるよう、これに対応する社会資源の開発等を検討したりする

ことを目的とするものであり、具体的には、次のAからCまでの3つの役割を果たすことが求められる。

なお、事例の内容によって、会議の果たす役割は異なるものであり、毎回の会議でこれら全ての役割を担う必要はないが、他方で、状況に応じてここに明記されていない他の役割を果たす等柔軟に対応することもできる。

A プラン作成、プランの適切性の判断

既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがある事例であって、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例について、市町村、各分野の相談支援事業者、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者及び参加支援事業者を始めとする支援関係機関等の参加者により、支援の役割分担や支援の目標・方向性等十分な議論を行い、プランを作成する。

また、同プランにより、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業又は参加支援事業による支援を行うことが決定された事例について、同事業に係るプランが策定された場合は、上記の参加者によりプラ

ンの適切性を判断する。

B プランに基づく支援終了時等の評価

重層的支援会議で作成したプランに基づく支援終了時（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、参加支援事業者が作成したプランがある場合はこれらのプランに基づく支援終了時を含む）等においては、支援の経過と成果を評価し、支援を終了するかどうかを検討する。

また、支援の経過と成果の評価とあわせて、プラン作成や支援の実施を通じ、支援関係機関間の連携を進め、支援関係機関間で対応できる支援ニーズを増やすことができたか等、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための体制の整備の観点からの評価も行う。

C 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがあり、これまでどの支援関係機関でも対応できていなかった事例に対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。ただし、重層的支援会議の中でこれらを十分に検討する時間を確保することは困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、例えば、課題の整理と認識の共有にとどめ、地域の諸課題と社会資源の開発については別途協議の場を設ける等の対応をすることも有用である。この場合、新たに協議会を設けるほか、既存の協議の場を活用することも考えられる。

（ウ） 会議の開催方法

重層的支援会議の開催方法は、会議の役割（（イ）のAからCまで）、検討件数や事例の内容によって、定期開催や随時開催、又はそれらの併用が考えられる。

定期開催の場合は、関係者が予定を立てやすく日程調整等の必要がない等の利点がある。随時開催の場合は、本人の状況に応じて迅速に対応できるという利点がある。いずれの方法においても、それぞれに利点が存在するため、例えば、定期の会議を基本としつつ、早急に対応する必要がある事例等は随時の会議で検討する等、両者の方法を併用することも考えられる。

また、対面による会議開催が困難な場合（地理的要因等により支援関係機関が一堂に会することが困難、感染症予防の観点から密閉や密集を避ける必要がある場合等）、また、関係者の負担軽減の観点からより効率的に会議を運営する必要がある場合は、ICT等を活用して

オンラインにより開催することも考えられるため、環境の整備を進めていただきたい。

(エ) 会議の参加者

会議の参加者については、市町村と多機関協働事業者は必須とする。

その上で、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成するため、支援ニーズに応じて、支援関係機関等、支援対象者本人やその世帯に係る地域の関係者の参加を求めること。

ただし、会議の参加者を増やしたことによる会議の機動性の低下、事務負担の増大等、円滑な会議運営に支障が生じないよう配慮した会議運営を行うこと。

また、本人の参加は必須ではないが、参加することが本人にとって有益であると判断される場合は本人に参加してもらうことも考えられる。ただし、本人に参加を求める場合は、本人が多くの人前で話することに不慣れな場合があること、精神状態が不安定な状態にあること等も考えられることから、本人の状態を十分に考慮することが必要である。

(オ) 会議開催のタイミング

重層的支援会議の開催は、次の5つのタイミングで開催することとし、タイミングごとに必要な対応を行うこと。

A プラン策定時

: アセスメント結果に基づく支援の方向性の整理、当該事例に関する支援機関の役割分担、多機関協働事業による支援終結後の支援体制の検討（支援担当者の設定）等を行う。

B プランの適切性の判断時

: 多機関協働事業により策定されたプランにより、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業又は参加支援事業による支援を行うことが決定された事例について、同事業に係るプランが策定された場合、当該プランの適切性を判断する。

C 再プラン策定時

: 支援関係機関から把握した、プランに基づく支援の実施状況を踏まえ、必要があれば再度、支援の方向性の整理・変更や、支援関係機関の役割分担の変更をするとともに、再プランについても適切に検討及び実施する。

D プランに基づく支援終了の判断時

: プランに基づく支援が適切に実施されたか、支援ニーズは満たされたか等、プランに基づく支援の経過と成果の評価を行い、支援を終了するかどうかを判断する。その際、今後のフォローアップの必

要性の判断や必要な場合の方法の確認等を行う。

加えて、支援の経過と成果の評価とあわせて、プラン作成や支援の実施を通じ、支援関係機関間の連携を進め、支援関係機関間で対応できる支援ニーズを増やすことができたか等、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための体制の整備の観点からの評価も行う。

E プランに基づく支援中断の判断時

: 支援対象者本人との連絡が完全に取れなくなった場合等にあっては、プランに基づく支援中断の判断を行う。（プランに基づく支援の中断は支援対象者本人と完全に連絡が取れなくなったときに判断をするものであるが、その判断に当たっては支援対象者本人やその世帯に係る地域の関係者からの情報収集や支援対象者本人の自宅訪問等を行う等、できる限り支援対象者本人と接触をとるよう働きかけることが重要である。）

2 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(1) 目的

本事業は、支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握する。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指す。

(2) 実施主体

実施主体は市町村とする。

ただし、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、事務の全部又は一部を、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の当該市町村内において事業を適切に実施することができると実施主体が認めるものに、委託することができるものとする。

(3) 事業内容

ア 基本的考え方

本事業は、長期にわたりひきこもりの状態にある等、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者に支援を届けるための事業である。したがって、本事業にて支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり、時間がかかることが想定

される。

このような対象者像を踏まえ、本事業の主たる内容は、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援である。

なお、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の従事者については保健医療福祉等の専門職等、適切に業務を行うことができる人材を配置することが望ましい。

イ 支援の実施

本事業の支援内容は、主に本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながり形成に力点を置くものであるが、それら以外の支援も含め、次のとおり整理する。

(ア) 支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集

(イ) 事前調整

(ウ) 関係性構築に向けた支援

(エ) 家庭訪問及び同行支援

3 参加支援事業

(1) 目的

本事業は、既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性がある事例について、支援対象者本人やその世帯の状況等を丁寧に把握し、地域の社会資源とのマッチングを行う。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、支援対象者本人の社会参加に係るニーズに合った支援メニューを提示することを目的とする。さらに、マッチングした後に、支援対象者本人の社会参加に係るニーズが満たされているか等の観点からフォローアップを行う。

(2) 実施主体

実施主体は市町村とする。

ただし、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、事務の全部又は一部を、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の当該市町村内において事業を適切に実施することができると実施主体が認めるものに、委託することができるものとする。

(3) 事業内容

ア 基本的考え方

本事業は、既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性が

ある事例に対応するため、支援対象者本人の社会参加に係る支援ニーズと地域の社会資源とのマッチングを行うことで、多様な社会参加の実現を目指す事業である。

イ 支援の実施

(ア) 支援の開始

本事業は、重層的支援会議で作成されたプランに基づき、市町村が、既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性があり、参加支援事業による支援を行うことを決定した事例のみを取り扱うものである。

ただし、参加支援事業による支援を早期に行う必要がある場合には、市町村による支援決定前から支援を開始しても差し支えない。

(イ) プラン作成

参加支援事業者は、支援対象者本人の社会参加に係る支援ニーズに係るアセスメントを行い、社会参加に向けた支援の方向性や支援メニュー（福祉サービス事業所、企業等の受入先）、目標設定、目標達成に向けて参加支援事業者等支援関係者が取り組むこと等を記載したプランを作成し、重層的支援会議に諮る。

支援メニュー（受入先）の提示にあたっては、

- ・ 改めて支援対象者本人に対するアセスメントを行い、支援対象者本人の社会参加に係るニーズに沿って行うこと。その際、支援対象者本人が自らの社会参加に係るニーズを認識できていないことも多いことに留意し、本人に寄り添うとともに、段階的に参加の場の提案を行う等丁寧な関わりを行うこと。
- ・ 参加支援事業者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充等を図り、多様な支援メニューを提示できるようにすること。

(ウ) 支援の実施

(イ)で作成したプランに基づき、支援を実施する。

支援の実施にあたっては、

- ・ 支援対象者本人は、自らの力のみでは、自らの社会参加に係るニーズを満たすことが困難な者であることから、支援対象者本人のペースにあわせて、受入先との関係性を構築していくこと。
- ・ 支援対象者本人に対する支援のみならず、受入先への支援もあわせて行うこと。

（受入先において支援対象者本人との関わり方に悩みが生じている等の場合は、その解消に努めること。また、受入先に対し、支援に必要な実費相当分を謝礼として支払うことも可能である。）

- ・ 支援対象者本人が、直ちに新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できるとは限らないため、定期的に支援対象者を訪問する等、一定期間フォローアップを行うこと。
- ・ 居住の確保に係る支援を行う場合は、生活の立て直しに向けた緊急一時的なシェルターや安定的な住まいの確保等、居住先そのものを確保することに係る支援に加え、居住先において、新たな環境に適応できているかを見守る等、当該居住先での生活が継続できるよう支援を行うこと。

(エ) プランに基づく支援終了

支援対象者本人の社会参加に係るニーズが満たされ、社会参加に係る支援の必要性がなくなったと判断した段階で、プランに基づいた支援を終了する。

(オ) 支援終了後のモニタリング

支援終了後、支援対象者が、受入先等との関係性を継続することに困難を抱える場合も想定されるため、プランに基づく支援終了後も、必要に応じてモニタリングを行うこと。

ウ 支援に先駆けて行う資源開拓・マッチング

(ア) 地域の社会資源や支援関係機関とのつながりづくり

参加支援事業者による支援が必要と判断された事例が生じた場合、迅速に支援を開始できるよう、日頃から地域の産業や業界団体等の地域のプラットフォームに参画すること等を通じて、地域の社会資源や支援関係機関とつながりづくりを行っておくこと。

(イ) 地域における福祉サービスとの連携について

支援対象者本人の社会参加に係るニーズは、就労や住まいの確保等、様々なものが考えられるが、地域において多様な社会参加に係るニーズを満たすためには、新たな社会資源を開発することのみならず、地域の既存の福祉サービス事業所等に対し、既存の福祉サービス以外のメニューも提供できるよう働きかけを行い、その機能を拡充させていくことも重要である。

地域の既存の福祉サービスの活用を進めやすくするための整理や、福祉サービス事業所における「本来業務に支障のない範囲」の具体的な基準等については、改めて「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において示しているため、参照されたい。

なお、既存制度等では対応できない社会参加に係る支援を行う際には、社会福祉法人の地域における公益的な取組との連携を意識し、社

会福祉法人に対し、地域生活課題の解決に資する取組を積極的に行うよう働きかけるとともに、地域の社会福祉法人のネットワークとのつながりを作っておくことも重要である。

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業における居住継続支援体制の整備

(1) 目的

重層的支援会議において、

- ・ 世帯全体の課題が住まいや困窮だけでなく、複合化・複雑化しており、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）が直営または委託により自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）単独での対応が困難かつ入居後支援が必要であるが、既存の社会資源では対応が難しい者と判断され、
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業において、居住継続支援（入居後の見守り支援、地域の社会資源・支援メニューとのマッチング、地域と本人のつながりの形成に向けた支援等）が必要とされた者

に対し、適切な支援を行うことができるよう、居住支援に係る基本的な取組を実施した上で、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業として、居住継続支援体制整備を行う。

(2) 実施内容

①に掲げる居住支援に係る基本的な取組を全て実施した上で、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業における居住継続支援体制整備として、②の取組を行うこととする。

- ①
- ・ 自立相談支援機関への住まい相談支援員の配置
 - ・ 市町村庁内での居住支援に係る連携体制（重層的支援体制整備事業の主管課と居住支援関係課との連携等）の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 6 項第 2 号に基づく地域居住支援事業の実施
 - ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人との連携体制の整備
 - ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 51 条に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会へのアウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、参加支援事業者の

参加

- ②
 - ・ 支援対象者と地域とを円滑につなげるための社会資源の把握
 - ・ 関係者間のネットワークづくり
 - ・ 居住継続支援を行う者（居住継続支援員）等の資質向上

別記 1

「包括的相談支援事業の運営について」

別記 1 の 1 地域包括支援センターの運営要領

別記 1 の 2 相談支援事業実施要領

別記 1 の 2 の 1 障害者相談支援事業

別記 1 の 2 の 2 基幹相談支援センター

別記 1 の 3 利用者支援事業実施要領

別記 1 の 4 自立相談支援事業実施要領

別記 1 の 5 福祉事務所未設置町村相談事業実施要領

別記 1 の 1

地域包括支援センターの運営要領

1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の内容

（1） 地域包括支援センターの運営体制

地域包括支援センターは、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）等を実施するため設置される機関であり、地域包括支援センターにおける人員配置基準等については、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 各号に定めるもののほか、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日付け老計発第 1018001 号・老振発第 1018001 号・老老発第 1018001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）に定めるところによる。

（2） 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の構成

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）については、次に掲げる事業から構成される。

ア 第 1 号介護予防支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに掲げる事業のうち、居宅要支援被保険者（介護保険法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下別記 1 の 1 において同じ。）に係るものを除く。）

イ 総合相談支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号に掲げる事業をいう。以下同じ。）

ウ 権利擁護事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号に掲げる事業をいう。以下同じ。）

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号に掲げる事業をいう。以下同じ。）

2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の事業ごとの内容

（1） 第 1 号介護予防支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）

介護保険法において、第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）については、総合事業であり、かつ、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業と位置づけられている。

したがって、地域包括支援センターの設置者は、1（1）にいう人員配置基準等を遵守した上で、「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「地域支援事業実施要

綱」（以下単に「地域支援事業実施要綱」という。）の別記１の２（８）介護予防ケアマネジメントの内容に沿って、この事業を実施すること。

また、この事業に要した費用については、重層的支援体制整備事業としてではなく、総合事業の第１号介護予防支援事業に要した経費として計上すること。

（２） 総合相談支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

ア 目的

総合相談支援事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。

なお、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援等必要な支援を行うものとする。

イ 事業内容

（ア） 地域におけるネットワークの構築

地域包括支援センターは、支援を必要とする高齢者を見い出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。

（イ） 実態把握

（ア）で構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うものとする。特に、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげることができるように留意するものとする。

（ウ） 総合相談支援

① 初期段階の相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な

相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断する。

適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができると判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。

② 継続的・専門的な相談支援

①の対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定する。

支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

(エ) 家族を介護する者に対する相談支援の留意点

地域における高齢者の在宅生活を支えるに当たっては、介護を行う家族に対する支援も重要である。家族を介護する者が求めている支援としては、相談援助・支援、介護に関する情報や知識・技術の提供、家族介護者同士の支え合いの場の確保、家族介護者に関する周囲の理解の促進等があり、地域包括支援センターにおいて、家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、これらのニーズを踏まえ、ヤングケアラーや育児と介護を同時期に担う方等にも配慮しつつ、地域支援事業実施要綱の別記4の任意事業における家族介護支援事業と連携して支援を行う。

(オ) 地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域包括支援センターを含む相談支援を担う事業者は、相談等を通じて自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことが努力義務とされている。（法第106条の2）

総合相談支援の実施にあたっては、他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら相談支援に当たることが望ましい。

ウ 総合相談支援事業の一部委託について

地域包括支援センターの設置者は、あらかじめ地域包括支援センター運営協議会の意見を聞いた上で、市町村に届出を行うことにより、総合相談支援事業の一部を、指定居宅介護支援事業者のほか、総合相談支援事業の一部を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人介護支援センターの設置者、一部事務組合又は広域連合を組織する市

町村、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他市町村が適当と認めるもの（地域包括支援センターの設置者を除く。）に委託することができることとされている（介護保険法第115条の47第4項、介護保険法施行規則第140条の68の2）。

なお、詳細については、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）を参照されたい。

（3） 権利擁護事業（介護保険法第115条の45第2項第2号）

ア 目的

権利擁護事業は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。

イ 事業内容

日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず、権利擁護を目的とするサービスや制度の利用ニーズを有していると考えられる場合は、適切な支援へのつなぎを行うものとする。

特に、高齢者の権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度を活用する。

（ア） 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行う。

申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立てにつなげる。

（イ） 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。

（ウ） 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる（詳細の業務については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成 18 年 4 月厚生労働省老健局）を参照のこと）。

（エ） 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

また、関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の整備を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において当該困難事例（支援について相談者本人の同意が得られていない場合を含む）の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における各種支援関係機関間の役割分担を整理した上で対応する等、各種支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

（オ） 消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者等による消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。

ウ 留意事項

イの（ア）の成年後見制度の円滑な利用に向けて次のことに留意する。

（ア） 市町村、地方法務局等と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行う。

（イ） 鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組むことができるよう、地域で成年後見人となるべき者を推薦する団体等を、高齢者又はその親族に対して紹介する。

（4） 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

ア 目的

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係

機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。

また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等介護支援専門員のネットワークを構築したり、その活用を図る。

(ウ) 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、サービス担当者会議の開催支援、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、施設サービス計画の検証等、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行う。

また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括支援センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。

(エ) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。

ウ 留意事項

(ア) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、地域包括支援センターにおいて実施する総合事業の第1号介護予防支援事業、介護予防支援、介護給付のケアマネジメントの相互の連携を図り、包括的・継続的なケアが提供されるよう配慮するものとする。

また、地域包括支援センターと指定介護予防支援を行う指定居宅介護支援事業者とが、地域の高齢者の自立支援・介護予防に資する援助

を一体的に行うことができるよう、市町村長は、本事業の適切な実施のために介護予防サービス計画の実施状況等の情報提供を求めることができること、地域包括支援センターは指定介護予防支援を行う指定居宅介護支援事業者の求めに応じて助言を行うこととしている（介護保険法第 115 条の 30 の 2）。

- (イ) 関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の整備を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業で地域における連携・協働の体制づくりを進める中で、市町村が開催する支援会議において、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例（支援について相談者本人の同意が得られていない場合を含む。）の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における各種支援関係機関間の役割分担を整理した上で対応する等、各種支援機関等との連携や協働の強化を図るものとする。

3 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の実施に際しての留意事項

地域包括支援センターの運営に当たっては、以下の点に留意すること。また、実施を委託する場合においては、介護保険法第 115 条の 47 第 1 項の規定を遵守すること。

(1) 地域包括支援ネットワークの構築について

2 の（1）から（4）までに掲げる事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要であり、地域包括支援センターは、これらの関係者との連携に努めていくことが求められている（介護保険法第 115 条の 46 第 7 項）。

そのための手段の一つとして、別記 2 の 2 の生活支援体制整備事業において、地域の多様な関係者の参画による協議体を設置することとされており、地域包括支援センターにおいてもこの協議体に積極的に参加していくことを通じて、地域包括支援センターが構築すべき地域包括支援ネットワークの充実にもつながることが考えられる。

また、重層的支援体制整備事業においては、地域住民が世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成等、交流・参加・学びの機会のコーディネート等を行う地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）を実施することとしている。当該事業により構築される地域

のネットワークとの連携を通じて、より充実した地域包括支援ネットワークを構築できるものと考えられる。

(2) 地域ケア会議の実施について

市町村は、2の(4)の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議（以下「地域ケア会議」という。）の設置に努めなければならないこととされている（介護保険法第115条の48第1項）。

個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）は、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、特定非営利活動法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とするものである。なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、市町村内の全ての介護支援専門員が必要に応じて地域ケア会議での支援が受けられるようにする等、その効果的な実施に努めること。

また、市町村は、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市町村と地域包括支援センターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していくことが求められる（介護保険法第115条の48第2項）。

このように、地域ケア会議は個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組んでいくことが重要であり、市町村等が開催する地域ケア会議（地域ケア推進会議）についても包括的支援事業の対象となる。また、個別ケースの検討に当たっては、必ずしも直接のサービス提供に関わっていない第三者を含めた多職種が協働する場であることから、当該第三者等の参加に係る旅費及び謝金等についても対象経費として差し支えない。これらの取扱いも含め、地域ケア会議の組織及び運営に必要な事項については、地域ケア会議において定める（介護保険法第115条の48第6項）。

さらに、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第43号）が令和6年6月に公布され、同法において、住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「支援協議会」という。）は地域ケア会議と相互連携に努めることとされているところである。こうしたことも踏まえ、高齢者の安定した住まいの確保に取り組むため、例えば、当該市町村等において高齢者の住まいに関する課題等がある場合には、地域ケア推進会議に支援協議会の構成員が参加する等適切に課題等情報

共有し、相互に連携できる体制を構築しておくことが重要である。

また、重層的支援体制整備事業により新たに実施される多機関協働事業においては、複雑化・複合化した課題を抱えているケースについて、課題の全体像を俯瞰した上で、個々の支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理する等の場として重層的支援会議を開催することとしている。重層的支援会議の開催に当たっては、既存の会議体である地域ケア会議を活用することも可能であるが、地域ケア会議の内容を精査し重層的支援会議としての時間を切り分ける等、それぞれの会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で適切に運用すること。

なお、地域ケア会議の実施に係る費用については、重層的支援体制整備事業ではなく、地域支援事業実施要綱別記３の包括的支援事業（社会保障充実分）の「４ 地域ケア会議推進事業」に係る費用として計上し実施を行うこと。

別記 1 の 2

相談支援事業実施要領

1 目的

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援等必要な支援を行うものとする。

(注) 交付税を財源として実施される「障害者相談支援事業」に加えて、国庫補助の対象となる事業について、以下のとおり示したものである。なお、相談支援事業のうち、一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」については、別記 1 の 2 の 1 のとおりである。

2 実施主体

市町村とする。

ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。

3 事業内容

(1) 基幹相談支援センター機能強化事業

ア 目的

市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する主任相談支援専門員等の専門的職員を基幹相談支援センターに配置し、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

(注) 「基幹相談支援センター」については、別記 1 の 2 の 2 のとおりである。

イ 事業内容

(ア) 基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員（注）を基幹相談支援センターに配置。ただし、（イ）及び（ウ）の事業を合わせて実施することを要件とする。

（注） 主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師もしくは精神保健福祉士等であって、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者に限る。

なお、障害者等に対する個別の相談支援業務については、基本的には交付税を財源として実施する障害者相談支援事業の一環として実施するものであることに留意されたい。

(イ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営（※）、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）

（※） サービス等利用計画やモニタリング結果の共同による検討・検証やセルフプランにより支給決定されている利用者の支援の検討・検証、支援者が困難を感じているケース等に関するスーパーバイズを含む。

なお、個人情報の取扱い等の観点から、相談支援部会を設置し、検討の場とする等、協議会に位置づけて実施することが望ましい。

- ・ 学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障害者等の支援に係る専門的助言等（※）

（※） 重層的支援体制整備事業の包括的支援体制において基幹相談支援センターが障害福祉分野の専門性を担保できるよう適切な実施体制を確保すること。

(ウ) 基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

- ・ 法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会（以下単に「協議会」という。）の事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組（協議会の事務局運営経費は交付税措置の対象としており、補助対象外のため留意すること。
- ・ 地域の相談機関との連携強化の取組（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等との連携会議の開催等）

- ・ 他地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組

ウ 留意事項

- (ア) 基幹相談支援センター及び協議会の連携・協働による効果的な運営を図る観点から、原則として、協議会を設置する市町村等又は圏域等を単位として実施すること。
- (イ) 市町村等が設置する協議会において、管内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業による事業内容について協議し、事業実施計画を作成すること。
- (ウ) 都道府県が設置する協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、障害福祉計画の実施状況も踏まえつつ、事業の見直しに向けた評価・助言を求める等、事業の適切な実施に努めること。
- (エ) 基幹相談支援センターは総合的かつ専門的な相談支援を実施するものであることから、本事業は特定の分野に特化した相談機能を強化することを目的とするものではなく、様々な状態像の障害者等について適切に支援できる相談支援体制の構築を図る必要があることに留意すること。なお、基幹相談支援センターの機能を複数の機関に分化した上で、緊密な連携の下、当該体制の構築を図ることも可能である。

(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

ア 目的

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援等必要な支援を行うものとする。

イ 事業内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、主に次の支援を行う。

(ア) 入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

(イ) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。実施に当たっては、必要に応じて、包括的相談支援事業者、多機関協働事業者等と連携・協働する。

ウ 対象者

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）に入院している精神障害者に係る者は除く。

エ 経過的取扱い

以下の事業については、平成 24 年 4 月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

なお、市町村等は、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。

（ア） 現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対する入居支援及び居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

（イ） 24 時間支援

夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。

別記 1 の 2 の 1 障害者相談支援事業

1 概要

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

また、関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の整備を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、実施主体は、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において事例の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における支援機関間の役割分担を整理した上で対応する等、支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

2 実施主体

市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託可）

（注 1） 指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に委託する場合においては、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、市町村が設置する協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講じることが適当である。

3 事業の具体的内容

- （1） 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- （2） 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- （3） 社会生活力を高めるための支援
- （4） ピアカウンセリング
- （5） 権利の擁護のために必要な援助
- （6） 専門機関の紹介
- （7） 重層的支援体制整備事業を通じた包括的な支援体制の整備への参画 等

（注 2） 市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に対し、障害支援区分に係る認定調査の

委託が可能。

4 相談支援体制の例

相談支援体制については、市町村が設置する協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。

また、障害者総合支援法第 77 条の 2 第 2 項において、市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めることとされていることから、基幹相談支援センターを設置していない市町村においては、基幹相談支援センターの設置も含めた相談支援体制の整備について検討すること。

なお、このほか想定される例としては、下記のとおり。

- (1) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。
- (2) 重層的支援体制整備事業として、以下の 3 分野を含む一体的かつ総合的な相談窓口を設置する。
 - ・ 介護保険法に基づく地域包括支援センター
 - ・ 子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業
 - ・ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業

5 権利の擁護のために必要な援助の例

障害者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合は、迅速に保護のための措置を行うよう努めること。また、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、関係機関と連携の上、成年後見制度を利用することができるよう必要な支援を行うこと。

なお、2 親等以内の親族の存在が明らかであっても、当該親族による支援が見込まれない場合は、市町村長が、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 に基づき、民法第 7 条（後見開始の審判）、第 11 条（保佐開始の審判）、第 15 条第 1 項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことができるので、成年後見制度を利用できないことがないよう、その活用に努めること。

また、精神科病院を訪問し、入院患者の退院に向けた意思決定支援や退院請求等の権利行使の援助を行うよう努めること。

別記 1 の 2 の 2 基幹相談支援センター

1 目的

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設である。

- (1) 障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3 号、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3 号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 49 条第 1 項に基づく相談等の業務
- (3) 地域における相談支援に従事する者に対し、相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務
- (4) 協議会に係る関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

2 設置主体

- (1) 市町村
- (2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者（複数の一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者で構成する共同体も可）
 - (※) (2) の市町村以外の者が設置する場合には、法第 77 条の 2 第 4 項の規定に基づき、市町村に対して届出が必要となることに留意。

3 設置方法

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

4 業務内容

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、上記 1 の (1) から (4) に掲げる事業及び業務を行うものであるが、具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとする。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
 - ・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
 - ・ 地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援

（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営（※）、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）

（※） サービス等利用計画やモニタリング結果の共同による検討・検証やセルフプランにより支給決定されている利用者の支援の検討・検証、支援者が困難を感じているケース等に関するスーパーバイズを含む。

なお、個人情報の取扱い等の観点から、相談支援部会を設置し、検討の場とする等、協議会に位置づけて実施することが望ましい。

- ・ 学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、子ども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障害者等の支援に係る専門的助言等（※）

（※） 重層的支援体制整備事業を実施している自治体においては、その包括的支援体制において基幹相談支援センターが障害福祉分野の専門性を担保できるよう適切な実施体制を確保すること。

（３） 自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

- ・ 協議会の事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組（協議会の事務局運営経費は交付税措置の対象としており、補助対象外のため留意すること。）
- ・ 地域の相談機関との連携強化の取組（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等との連携会議の開催等）
- ・ 他地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組

（４） 重層的支援体制整備事業を通じた包括的な支援体制の整備への参画の取組

- ・ 市町村が開催する支援会議において、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の情報の共有や必要な支援体制の検討
- ・ 多機関協働事業者が開催する重層的支援会議で整理された地域の支援関係機関間の役割分担に基づく対応、他の支援機関等と連携・協働による支援の提供
- ・ 地域づくり事業により構築される地域のネットワークとの連携

５ 人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談支援専門員、相談支援専門

員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等についても、相談支援従事者養成研修を修了した者であることが望ましい。

6 秘密保持

基幹相談支援センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 その他

(1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。

(2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。

(3) 基幹相談支援センターは、総合的な相談等の業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。

(4) 権利擁護・虐待防止の取組は、別記1の2の1の「障害者相談支援事業」3(5)及び5を踏まえて実施するとともに、協議会等を通じて権利擁護・虐待防止に関する普及啓発等の取組を実施するよう努めること。

また、基幹相談支援センターは、障害者虐待防止法第32条に定める市町村障害者虐待防止センターの業務の一部を受託できることとなっており、当該機能を追加して虐待防止の取組を実施することも考えられる。

(5) 基幹相談支援センターの機能にさらに付加するものとして、法第77条第3項第1号に規定する地域生活支援拠点等の構成機関として、緊急時に際してのコーディネーターや地域移行・地域定着の促進の取組を担うことも考えられる。

その際には、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等が効果的な連携体制を確保するとともに、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等がそれぞれ担う役割を踏まえ、基幹相談支援センターの人員に加えて地域生活支援拠点等のコーディネーターを配置する等により、必要な人員体制の確保を図ること。

別記 1 の 3

利用者支援事業実施要領

1 事業の目的

一人一人のこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援等必要な支援を行うものとする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（広域連合を除く。以下本実施要領において同じ。）とする。
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に基づき、こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

4 実施方法

以下の（１）から（３）までの類型の一部又は全部を実施するものとする。

（１）基本型

① 目的

こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

② 実施場所

主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設での実施とする。

③ 職員の配置等

ア 職員の要件等

以下の（ア）及び（イ）を満たした者又は（ウ）に該当する者でなけ

ればならない。

- (ア) 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。）別表1に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修（以下、「基本研修」という。）及び別表2-2の1に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」に規定する内容の研修（以下「基本型専門研修」という。）を修了していること。

なお、以下の左欄に該当する場合については、右欄の研修の受講を要しない。ただし、中段及び下段に該当する場合には、事業に従事し始めた後に適宜受講することとする。

子育て支援員研修事業実施要綱5の（3）のアの（エ）に該当する場合	基本研修
本実施要綱が適用される際に、既に利用者支援事業に従事している場合	基本研修 基本型専門研修
事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できない等その他やむを得ない場合	基本研修 基本型専門研修

- (イ) 以下に掲げる相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市町村長が認めた事業や業務（例：地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務等）について、以下の区分ごとの期間を参酌して市町村長が定める実務経験の期間を有すること。

(a) 保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者の場合 1年

(b) (a) 以外の者の場合 3年

- (ウ) 児童福祉法施行規則第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー

イ 職員の配置

アを満たす専任職員を、1事業所1名以上配置するものとする。ただし、保育所や地域子育て支援拠点等の既存施設・事業において配置されている職員のみで、「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合においてはこの限りではない。

ウ その他

アの（ウ）に該当する者については、子育て支援員研修事業実施要綱に定める基本研修及び基本型専門研修の受講を要しないが、職員として配置するにあたっては、本事業の意義や内容、管内地域の特性等について十分な理解が得られるよう、実施主体（委託先を含む。以下同じ。）において必要な対応を行うこと。

イを満たした上で、地域の実情により、適宜、業務を補助する職員を配置しても差し支えないものとする。

④ 業務内容

基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型は、以下のア～サの業務を実施するものとし、基本Ⅲ型は、「地域子育て相談機関の設置運営等について」（令和6年3月30日付けこ成環第100号こども家庭庁成育局長通知、以下「地域子育て相談機関設置運営要綱」という。）「6 業務内容」に記載する業務を実施するものとする。

ア 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施することとする。

イ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。

ウ 利用者支援事業の実施に当たり、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報について、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス対象者に周知を図るものとする。

エ その他利用者支援事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。

オ 夜間・休日の時間外相談

『「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について』（平成28年4月7日付け雇児発0407第2号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組（以下「緊急対策」という。）を実施する市町村において、以下に掲げる取組を実施する場合に別途加算の対象とする。

（ア） 夜間加算

原則として1日6時間を超えて開所し、かつ、週3日以上、18時以降の時間帯に2時間以上開所し、相談・助言等を行う。

（イ） 休日加算

原則として週4日以上開所し、かつ、土曜日または日曜日・国民

の祝日等に関所し、相談・助言等を行う。

カ 出張相談支援

両親（母親・父親）学級、乳幼児健康診査や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報提供等の取組を以下の通り実施する場合（重層的支援体制整備事業において、利用者支援事業の実施主体と異なる実施主体が地域型事業・拠点として行う場合を含む）に別途加算の対象とする。

（ア） ③のイの専任職員に加えて③のアを満たす職員を配置すること。

（イ） 実施に当たり、継続的かつ計画的な取組を行い、利用者ニーズに対応した支援を実施すること。

（ウ） 取組の実施に当たり、開催日や場所等について積極的に広報活動を行い、広くサービス対象者に周知を図ること。

キ 機能強化のための取組

オ（ア）、オ（イ）又はカ（ア）の取組のいずれかを実施し、かつ、以下の要件のいずれも満たした場合に別途加算の対象とする。

（ア） 実施に当たり、1か所につき開所日1日当たり平均5件以上の相談等実績があること。なお、相談対応等を行った場合は相談記録簿等を作成し、適切に保管し、その後の支援に活用するために整理すること。

（イ） 緊急対策に参加している市町村であること。

（ウ） ③のアを満たす専任職員を2名以上配置すること。ただし、カを実施している場合については、カで配置する職員とは別に専任職員を2名以上配置すること。

（エ） オ（ア）、オ（イ）又はカ（ア）の取組のいずれかの実施に当たり、事業計画書を作成し、周知・広報を行うとともに、具体的な実施状況をあわせて公表すること。

（オ） 各事業実施に必要なとなる人員配置の予定及び実績を明確に記録すること。

ク 多言語対応

外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に別途加算の対象とする。

ケ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭等、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、次の（ア）、（イ）に掲げる実施方法により実施することができるものとし、この場合につ

いて別途加算の対象とする。

(ア) 開設日数は、週 2 日程度以上とすること。

(イ) 専門的な知識・経験を有する職員を配置すること。

コ 多機能型地域子育て支援の強化

子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開を図るため、次の(ア)から(ウ)に掲げる実施方法により実施した場合について別途加算の対象とする。

(ア) ③のアと同程度の知識・経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行うこと。

(イ) 連絡会議の開催等を行うこと。

(ウ) (ア) 又は (イ) の取組を、実施日数は、週 3 日程度以上とすること。

サ こども家庭センター連携等加算

地域の住民にとって、身近な相談機関の整備を推進するため、児童福祉法第 10 条の 3 第 1 項及び地域子育て相談機関設置運営要綱に基づく地域子育て相談機関として、相談及び助言を行うほか、同法第 10 条の 2 に基づくこども家庭センターとの連絡調整等、必要な取組を実施する場合（令和 5 年度以前に一体的相談支援機関連携等加算の対象となっており、地域子育て相談機関となることが見込まれる場合を含む。）、別途加算の対象とする。

(2) 特定型

① 目的

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。

② 実施要件

「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けている市町村が実施する施設であること。

ただし、1 市町村当たりのか所数は、平成 25 年から令和 6 年の各年 10 月 1 日時点の 0～5 歳児人口を 10,000 で除して得られた数（小数点以下切上げ）のうち、最も多いものを上限とする。

③ 実施場所

主として市町村窓口での実施とする。

④ 職員の配置等

ア 職員の要件等

利用者支援事業に従事するにあたっては、基本研修及び子育て支援員研修実施要綱別表 2-2 の 2 に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。

イ 職員の配置等

アを満たす専任職員を、1 事業所 1 名以上配置するものとする。

ウ その他

イを満たした上で、地域の実情により、適宜、業務を補助する職員を配置しても差し支えないものとする。

⑤ 業務内容

（１）④に準じることとする。ただし、（１）④のア、オ、カ、キ、ク及びケについては、主として地域における保育所等の保育の利用に向けた相談支援について実施し、（１）④のイについて必ずしも実施を要しない。

なお、（１）④のカ（ア）については、「（２）④のイの専任職員に加えて、④のアを満たす職員を配置すること」と読み替えるものとする。

（３） こども家庭センター型

① 目的

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応等市町村としての相談支援体制を構築する。併せて、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応や地域資源の開拓等、多様なニーズに対応できるような体制整備を行う。

② 実施場所

母子保健機能（母子保健法第 22 条第 1 号～第 4 号に掲げる事業又はこれらの事業に併せて第 5 号に掲げる事業を行う機能であって、従来の「子育て世代包括支援センター」が担ってきた機能をいう。以下同じ。）と児童福祉機能（児童福祉法第 10 条第 1 号～第 3 号及び第 5 号に規定する機能であって、従来の「子ども家庭総合支援拠点」が担ってきた機能をいう。以下同じ。）の両面からの支援が一体的に提供されるようにするため、母子保健及び児童福祉に関する専門的な支援機能を有する施設・場所での実施

とする。

ただし、必ずしも1つの施設・場所において2つの支援機能を有している必要はなく、それぞれの機能ごとに複数の施設・場所で、役割の分担や協働をしつつ必要な情報を共有しながら一体的に支援を行うことができることとする。なお、その場合は、それぞれの施設・場所をこども家庭センターと位置づけることができることとする。

また、1つの施設・場所で実施する場合でも、複数の施設・場所で実施する場合でも、業務を分担する場合には、個人情報の保護に十分留意の上、情報の集約・共有、記録の作成について適切に行い、できる限り情報を一元化する等、関係者で情報を共有しつつ、切れ目のない支援に当たること。

③ 要件

「こども家庭センター」は児童福祉法及び母子保健法において、児童及び妊産婦の福祉や母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うものと規定されており、また、その創設の背景・目的や役割・業務等を踏まえ、「こども家庭センター」として位置づけられるための必要な要件は以下のア～オとする。

ア 母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能の一体的な運営を行うこと。

イ 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること（小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる）。

ウ 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。

エ 児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。

オ 当該施設の名称は「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称すること。

④ 職員の配置

ア センター長

母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置するものとする。

イ 統括支援員

母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置するものとする。なお、統括支援員は、以下

の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する者であり、かつ「統括支援員の研修について」（令和6年3月30日付けこ成母第141号、こ支虐第146号こども家庭庁成育局母子保健課長、こども家庭庁支援局虐待防止対策課長通知）の2に基づく研修を受講した者（又は一定期間内に研修を受講する予定である者）であること。

（ア） 別添1に定める保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者

（イ） 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（又はいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者

（ウ） その他、市町村において上記と同等と認めた者

ウ 母子保健機能の運営に係る職員

母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカー（社会福祉士等）（以下「保健師等」という。）を1名以上配置するものとする。なお、保健師等は専任が望ましい。

また、⑤のイの（キ）の内容を実施するに当たっては、社会福祉士、精神保健福祉士又はその他の専門職を1名以上配置するものとする。なお、当該職員は専任が望ましい。さらに、配置に当たっては、令和7年度末までに、職員の必置を目指すこと。

エ 児童福祉機能の運営に係る職員

（ア） 主な職員

こども家庭センターには、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができる。

（イ） 主な職務、資格等

職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

（i） 子ども家庭支援員

① 主な職務

- ・ 実情の把握
- ・ 相談対応
- ・ 総合調整
- ・ 調査、支援及び指導等
- ・ 他関係機関等との連携

② 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、医師、保健師、

保育士等（別添2参照）

なお、当分の間、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

（ii） 心理担当支援員

① 主な職務

- ・ 心理アセスメント
- ・ こどもや保護者等の心理的側面からのケア

② 資格等

公認心理師、大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

（iii） 虐待対応専門員

① 主な職務

- ・ 虐待相談
- ・ 虐待が認められる家庭等への支援
- ・ 児童相談所、保健所、市区町村保健センター等関係機関との連携及び調整

② 資格等

こども家庭ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、医師、保健師等（別添3参照）

なお、当分の間、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

（ウ） 配置人員等

児童福祉機能における施設類型は別添4のとおりとし、別表の1に定める主な職員のそれぞれの最低配置人員等を配置すること。ただし、別表の1で定める配置人員等において、「常時〇名」とあるのは、開所時間帯のうち週休日・夜間を除く週40時間を標準とする時間帯において配置する必要がある職員数と解することができる。

なお、小規模A型（人口5万人未満の市町村に限る。）の類型である市町村においては、母子保健機能と児童福祉機能を兼務する常勤職員がいる場合に限り、勤務形態を問わず、常時1名体制でも可とする。

また、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市町村（こども家庭センター）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（別表の2参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置する必要があることに留意すること。この場合において、上乗せ配置の有無に関わらず、基礎となる配置人員が

基準を満たしている場合には、基本分は補助対象とすることができる。最低配置人員を超えて虐待対応専門員を配置した場合は、人数分の補助基準額を加算（上限5人まで）することができる。

なお、福祉事務所に設置している家庭児童相談室の職員（家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員））と兼務することも可能である。

オ サポートプランの作成に係る支援員の追加配置

サポートプランを作成するための支援員を配置することができる（ただし、児童福祉法第十条第一項第四号に規定する計画に限る。）。

なお、作成するサポートプラン40件あたり1名を補助対象とする（ただし、人口10万人未満は1名、人口10万人以上かつ30万人未満は2名、人口30万人以上は3名を上限とする）。

配置する支援員については、子ども家庭支援員や虐待対応専門員等その業務を遂行するにふさわしいと考える者を充てること。

外部委託する場合には、その業務を遂行するにふさわしいと考える者又は団体を選定すること。

カ 地域資源開拓コーディネーターの配置

地域資源の開拓を行うコーディネーターを配置することができる。この場合において、こども家庭センター1か所当たり1名を補助対象とする。

外部委託する場合には、その業務を遂行するにふさわしいと考える者又は団体を選定すること。

⑤ 業務内容

こども家庭センターは、「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）に基づき業務を行うものとし、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもとその家庭（妊産婦を含む）に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施する。

ア 母子保健機能と児童福祉機能の一体的支援

（ア） サポートプランの母子保健機能と児童福祉機能の一体的な作成

イに規定する母子保健機能の業務として作成するサポートプランと、ウに規定する児童福祉機能の業務として作成するサポートプランの双方の作成対象となる妊産婦及びこどもとその家庭等については、統括支援員を中心として両機能が連携し、サポートプランの作成（定期的

なサポートプランの見直しを含む。)を行うものとする。

(イ) 統括支援員の業務

統括支援員は、母子保健と児童福祉の一体的支援のため、母子保健機能及び児童福祉機能間の調整を行うこととし、以下の業務を実施するものとする。

- (i) 合同ケース会議に諮るケースの選定に関すること
- (ii) 合同ケース会議の進行等に関すること
- (iii) 母子保健機能、児童福祉機能が連携して行うサポートプランの作成や支援方針についての指導や助言
- (iv) 母子保健機能、児童福祉機能単独で作成するサポートプランについての必要な指導や助言
- (v) 地域の社会資源全体の把握及び必要な地域資源開拓のための指導や助言

イ 母子保健機能の業務

以下の業務を実施するものとする。

- (ア) 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応する。また、保健師等は、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、対象地域における全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等の支援台帳を作成することとする。支援台帳については、氏名、分娩予定日、状況等の項目を定め、必要となる情報を速やかに活用できる体制を整えること。

また、全ての妊産婦等の状況を把握するため、教育・保育・保健施設や地域子育て支援拠点等に出向き、積極的に情報の収集に努めることとする。

- (イ) (ア)により把握した情報に基づき、保健師等は、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行うこととする。なお、必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関の担当者に直接繋ぐ等、積極的な関与を行うこととする。
- (ウ) 心身の不調や育児不安があること等から手厚い支援を要する者に対する支援の方法や、対応方針について検討等を実施する協議会又はケース会議等を設け、関係機関と協力してサポートプランを策定することとする。

また、サポートプランの効果を評価・確認しながら、必要に応じて見直しを行い、妊産婦等を包括的・継続的に支えていくように努めること。

- (エ) 支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、妊産婦等に対して各関係機関が提供する母子保健サービス等の支援が包括的に提供され

るよう、保健師等が中心となって関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行い、その活用を図ることとする。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は、本事業に基づく支援のみならず、別添5に掲げる様々な母子保健施策による支援や子育て支援も必要であるため、上記の協議の場又は関係機関とのネットワークを通じ、地域において不足している妊産婦等への支援を整備するための体制づくりを行う。

(オ) 多言語対応

外国人子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に別途加算の対象とする。

(カ) 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭等、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、次の（i）、（ii）に掲げる実施方法により実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

（i） 開設日数は、週2日程度以上とすること。

（ii） 専門的な知識・経験を有する職員を配置すること。

(キ) 困難事例への対応等の支援

（i） 妊産婦等からの問い合わせに即時対応可能とするため、SNS等を活用した相談支援や、多職種によるアウトリーチ支援の実施。

（ii） 関係機関との連携の強化を実施。

（iii） 嘱託医師との連携によるケース対応等の実施。

ウ 児童福祉機能の業務

以下の（ア）及び（イ）の業務を実施するものとし、加えて（ウ）から（カ）の取組みを実施する場合には、別途加算の対象とする。

（ア） 子ども家庭支援全般に係る業務

（i） 市区町村に在住するすべてのこどもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者の心身の状態、こどもの特性等の養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、（イ）の業務との連携を図りつつ、関係機関等から必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継続的に行う。

（ii） こどもとその家庭及び妊産婦等がニーズに応じた支援が受けられるように、（イ）の業務とも連携しつつ、当該地域の実情や社会資源等に関する情報の提供を行うとともに、関係機関に

も連携に資するその福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供を行う。

- (iii) こどもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や子ども虐待等に関する相談まで、また妊娠期（胎児期）からこどもの自立に至るまでのこども家庭等に関する相談全般に応じる。
- (iv) 個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、支援を行うことと併せ、関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に有機的につないでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な支援を行う。

特に、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に関しては、こども家庭センターが中核となって必要な支援を行うとともに、関係機関でサービスを分担する際には、責任を明確にして、円滑なサービス提供を行うこと。

- (v) こどもや保護者の多様なニーズに応じた支援を早期から提供することで、こどもが家庭において心身ともに健やかに養育され、かつ、虐待の未然防止が図られるよう、地域資源やニーズの把握、地域資源の状況の見える化、児童福祉に関する支援の担い手の養成やニーズに応じた新たなサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）、関係者のネットワーク化等を行う。
- (vi) こども家庭センターは、(i)～(v)及び(イ)に掲げる業務を行うに当たって、「地域子育て相談機関」と必要に応じて定期的な情報共有を行う等、密接に連携を図るものとする。
- (vii) こども及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容等の事項を記載した計画（サポートプラン）を作成すること。
- (イ) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援においては、相談・通告を受け、事前の情報収集を基に（緊急）受理会議を行い、受理会議で検討された、当該ケースについての事実関係を整理するための調査やこどもとその家庭の意向を踏まえ、当該調査等の結果を踏まえたアセスメント（情報を分析し見解をまとめたもの）を基に、ケース検討会議（支援方針会議）による支援方針の決定、

サポートプラン及び支援計画（以下、サポートプラン等）の作成を行い、支援を実行し、その後のケースの進行管理及び支援終結の判断を行うこと。

（ウ） 夜間・土日開所加算

児童福祉機能は、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所等と緊密に連携し、夜間、休日等の執務時間外であっても相談・通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。

このため、週 40 時間を標準とする開所時間帯を超えて平日の夜間や平日以外の日に運営を行う児童福祉機能については、別に定めるところにより、開所時間に応じて運営に係る経費を加算する。

（エ） 弁護士・医師等配置加算

児童福祉機能における相談対応等の業務の実施において、法的な知見や医学的な知見を要する内容について、弁護士や医師等の専門的な知見を有する者（以下「弁護士・医師等」という。）から助言を得るため、弁護士・医師等の配置等を行い、体制の整備を図る場合は、別に定めるところにより、加算する。なお、助言を得る方法として、弁護士・医師等を職員として配置する方法のほか、弁護士・医師等又は弁護士・医師等を雇用する法人との間で、助言を得るための契約の締結等を行う方法も考えられる。

（オ） 地域活動等推進加算

（i） 研修・広報啓発に関する取組

児童虐待の未然防止や早期発見には、行政機関による取組だけではなく、地域住民からの通告等も重要となることから、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）を含め、地域住民に対して、児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した際の対応等（通告や見守り等）について、研修の実施やセミナーの開催等による普及啓発活動の実施に取り組む場合は、別に定めるところにより、加算する。

（ii） 見守り活動等の推進に関する取組

要保護児童対策地域協議会に登録されているこどもに関し、市町村において定期的な状況確認が必要と判断しているケースについて、民間団体に対して、当該こどもの見守りを行うことや、保護者が不在となる際に当該こどもの居場所を確保し、食事の提供等、生活を支援することを依頼し、支援を行った民間団体からの報告を求める等、民間団体を活用した見守り等を実施している児童福祉機能については、別に定めるところにより、

加算する。なお、支援の内容については、地域やケースの状況により様々であるものと考えられることから、各市町村の定めによるものとする。

(iii) 通訳業務に関する取組

日本語以外の言語を話す外国人家庭に対する相談支援をより円滑に行うため、通訳に関する業務（人員の配置のほか、民間団体やICT機器の活用を含む。）を実施する場合は、別に定めるところにより、加算する。

(カ) 制度施行円滑導入経費

市町村において、こども家庭センターの設置にあたり、円滑な施行に資する以下に掲げる取組を行う場合には、別に定めるところにより、加算する。なお、交付はこども家庭センターの設置を行う市町村につき1度に限るものとする。

(i) 地域資源の創出や地域住民等を対象とした周知・広報の実施

(ii) ニーズ把握等の調査の実施

(iii) 家庭支援事業の担い手の確保に向けた研修等の実施

(iv) その他、こども家庭センターの円滑な施行に資する取組の実施

(4) 妊婦等包括相談支援事業型

① 目的

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

② 実施内容

妊婦等包括相談支援事業は、身体的・精神的・経済的な面で、妊婦への支援を総合的に行う観点から、妊婦のための支援給付と効果的に組み合わせて切れ目なく実施することとし、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげるための面談等を実施するものとする。

③ 実施時期

妊婦給付認定の申請時、出産前及び出産後の適切な時期に実施するものとする。（児童福祉法施行規則第1条の32の9）

また、上記の時期以外において、概ね2歳になるまでの期間においても、随時、相談対応を実施するものとする。

④ 実施方法

妊婦の心身の状況を把握するため、実施方法については対面での面談を基本としつつ、体調不良等による療養中や里帰り等による遠隔地に一時居

住している場合は、デジタル技術を活用した面談も可能とする。なお、それらの方法が妊婦等の状況により、著しく困難である場合に限っては、面談に準ずる方法として電話等の方法も可能とする。（児童福祉法施行規則第1条の32の9）

⑤ 実施対象者

対象者は、妊婦及び出産した者とこれらの配偶者とする。また、祖父母や親族等、市町村が必要と認める者とする。（児童福祉法第6条の3及び同法施行規則第1条の32の9）

⑥ 実施体制

面談等の実施者は、保健師、助産師等の専門職のほか、一定の研修を受けた者とする。なお、一定の研修とは、4（1）③ア（ア）に規定する研修、その他の市町村で認めた研修とする。

⑦ 実施記録

対象者との面談等の記録を適切に管理するものとする。

⑧ その他

事業実施にあたっては、デジタル技術の活用によるアプリケーション等による情報発信や利用者へのアンケート、適時必要な相談対応等、対象者のニーズに応じた伴走型相談支援に資する取組みを実施するよう努めるものとする。

5 関係機関等との連携

実施主体は、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、民生委員・児童委員（主任児童委員含む）、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対しても利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

6 重層的支援体制整備事業における連携

関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の整備を進めるといふ重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、実施主体は、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において困難事例の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における支援機関間の役割分担を整理した上で対応する等、各種支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

また、重層的支援体制整備事業においては、地域住民が世代や属性を超えて交

流できる場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成等、交流・参加・学びの機会のコーディネート等を行う地域づくり事業を実施することとしている。当該事業により構築される地域のネットワークとの連携を通じて、より充実した地域支援ネットワークの構築に努めるものとする。

7 留意事項

- (1) 利用者支援事業に従事する者は、こどもの「最善の利益」を実現させる観点から、こども及びその保護者等、または妊娠している方への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
さらに、このことにより、同じく守秘義務が課せられた地域子育て支援拠点や市町村の職員等と情報交換や共有し、連携を図ること。
- (2) 利用者支援事業に従事する者は、利用者支援事業の実施場所の施設や市町村窓口等の担当者等と相互に協力し合うとともに、利用者支援事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築すること。
- (3) 4に定める各類型は、それぞれ特徴が異なり、いずれの機能も重要であることから、地域の実情に応じて、それぞれの充実に努めること。また、各類型の所管課が異なる場合には、日頃から各所管課同士の連携等に努めること。
- (4) 対象者や既存の社会資源が少ない地域等において、複数の自治体が共同して利用者支援事業を実施する際には、都道府県は、広域調整等の機能を担い、全ての子育て家庭に必要な支援が行き届くよう努めること。
- (5) 利用者支援事業に従事する者は、有する資格や知識・経験に応じて、本事業を実施するに当たり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等を維持向上させるため、子育て支援員研修実施要綱別表3及び別表4に定めるフォローアップ研修及び現任研修その他必要な各種研修会、セミナー等の受講に努めること。
また、実施主体は、利用者支援事業に従事する者のための各種研修会、セミナー等に積極的に参加させるよう努めること。
- (6) 利用者支援事業の実施に当たり、児童虐待の疑いがあるケースが把握された場合には、福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員、その他の関係機関と連携し、早期対応が図られるよう努めなければならない。

- (7) 障害児等を養育する家庭からの相談等についても、市町村の所管部局、指定障害児相談支援事業所等と連携し、適切な対応が図られるよう努めるものとする。
- (8) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の選択については、利用者の判断によるものとする。
- (9) 市町村は、利用者支援事業を利用した者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先についても周知すること。

【別添 1】

統括支援員の資格について

保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカーの他

【母子保健機能の母子保健担当職員の資格】

- (1) 保健師
- (2) 助産師
- (3) 看護師
- (4) ソーシャルワーカー（社会福祉士等）

【困難事例対応職員の資格】

- (1) 社会福祉士
- (2) 精神保健福祉士
- (3) その他の専門職

【子ども家庭支援員の資格等】

- (1) 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する知識及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの
- (2) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において 1 年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- (4) 医師
- (5) 社会福祉士
- (6) 精神保健福祉士
- (7) 公認心理師
- (8) 社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (9) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したこと

- により、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
 - (11) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
 - (12) 社会福祉士となる資格を有する者（（5）に規定する者を除く。）
 - (13) 精神保健福祉士となる資格を有する者（（6）に規定する者を除く。）
 - (14) 保健師
 - (15) 助産師
 - (16) 看護師
 - (17) 保育士
 - (18) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する普通免許状を有する者
 - (19) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が 2 年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
 - (20) 社会福祉主事たる資格を得た後 3 年以上児童福祉事業に従事した者（（19）に規定する者を除く。）
 - (21) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員

【虐待対応専門員の資格等】

- (1) 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する知識及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの
- (2) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (3) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの

- (4) 医師
- (5) 社会福祉士
- (6) 精神保健福祉士
- (7) 公認心理師
- (8) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (9) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (12) 社会福祉士となる資格を有する者（（5）に規定する者を除く。）
- (13) 精神保健福祉士となる資格を有する者（（6）に規定する者を除く。）
- (14) 保健師
- (15) 助産師
- (16) 看護師
- (17) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- (18) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (20) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（（19）に規定する者を除く。）
- (21) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員

【心理担当支援員の資格等】

- (1) 公認心理師
- (2) 大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

【別添 2】

子ども家庭支援員の資格等

- (1) 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する知識及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの
- (2) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において 1 年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- (4) 医師
- (5) 社会福祉士
- (6) 精神保健福祉士
- (7) 公認心理師
- (8) 社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (9) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの
- (12) 社会福祉士となる資格を有する者（（5）に規定する者を除く。）
- (13) 精神保健福祉士となる資格を有する者（（6）に規定する者を除く。）
- (14) 保健師
- (15) 助産師
- (16) 看護師
- (17) 保育士

- (18) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する普通免許状を有する者
- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が 2 年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (20) 社会福祉主事たる資格を得た後 3 年以上児童福祉事業に従事した者（（19）に規定する者を除く。）
- (21) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員

【別添 3】

虐待対応専門員の資格等

- (1) 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する知識及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの
- (2) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (3) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (4) 医師
- (5) 社会福祉士
- (6) 精神保健福祉士
- (7) 公認心理師
- (8) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (9) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (12) 社会福祉士となる資格を有する者（（5）に規定する者を除く。）
- (13) 精神保健福祉士となる資格を有する者（（6）に規定する者を除く。）
- (14) 保健師
- (15) 助産師
- (16) 看護師
- (17) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- (18) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者

- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (20) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（(19)に規定する者を除く。）
- (21) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員

【別添 4】

児童福祉機能における施設類型については、児童人口規模に応じ以下のとおりとする。

① 小規模型【小規模市・町村部】

ア 小規模A型：児童人口概ね 0.9 万人未満（人口約 5.6 万人未満）

イ 小規模B型：児童人口概ね 0.9 万人以上 1.8 万人未満（人口約 5.6 万人以上約 11.3 万人未満）

ウ 小規模C型：児童人口概ね 1.8 万人以上 2.7 万人未満（人口約 11.3 万人以上約 17 万人未満）

② 中規模型【中規模市部】：児童人口概ね 2.7 万人以上 7.2 万人未満（人口約 17 万人以上約 45 万人未満）

③ 大規模型【大規模市部】：児童人口概ね 7.2 万人以上（人口約 45 万人以上）の 5 類型に区分する。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2 次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数のこども家庭センターの設置等の方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが求められる。

【別添 5】

- ・ 性と健康の相談センター事業
- ・ 出産・子育て応援交付金事業
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 産婦健康診査
- ・ 両親学級、母親学級
- ・ 新生児訪問指導、妊産婦訪問指導
- ・ 妊婦訪問支援事業
- ・ 乳幼児健康診査
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 養子縁組あっせん 等

【別表】

1 主な職員の最低配置人員

	子ども家庭 支援員	心理担当支 援員	虐待対応専 門員	合計
小規模 A 型 児童人口概ね 0.9 万人 未満（人口約 5.6 万人 未満）	常時 2 名	—	—	常時 2 名
小規模 B 型 児童人口概ね 0.9 万人 以上 1.8 万人未満（人 口約 5.6 万人以上約 11.3 万人未満）	常時 2 名	—	常時 1 名	常時 3 名
小規模 C 型 児童人口 1.8 万人以上 2.7 万人未満（人口 11.3 万人以上約 17 万 人未満）	常時 2 名	—	常時 2 名	常時 4 名
中規模型 児童人口概ね 2.7 万人 以上 7.2 万人未満（人 口約 17 万人以上約 45 万人未満）	常時 3 名	常時 1 名	常時 2 名	常時 6 名
大規模型 児童人口概ね 7.2 万人 以上（人口約 45 万人以 上）	常時 5 名	常時 2 名	常時 4 名	常時 11 名

（※） この他、必要に応じて、安全確認対応職員、事務処理対応職員等の職員を配置することが望ましい。

2 虐待対応専門員の上乗せ配置の算定式

$$\bigcirc \left[\begin{array}{l} \text{各市区町村の児童虐待相談対応件数} - \text{各市区町村管轄地域の児童人口} \times \\ \frac{\text{全国の児童虐待相談対応件数}}{\text{全国の児童人口}} \end{array} \right] \div 40$$

- (※1) 市区町村内に複数の支援拠点を設置する場合には、支援拠点単位で算定。
- (※2) 各年度における上乗せ人員は、児童人口は直近の国勢調査の数値を、児童虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。
- (※3) 「40」は、平均的な児童相談所の児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数（年間約 40 ケース（雇用均等・児童家庭局総務課調））を踏まえたもの。

別記 1 の 4

自立相談支援事業実施要領

1 目的

本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援等必要な支援を行うものとする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県等とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、都道府県等が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業における目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、以下の取組を実施することとする。

(1) 取組内容

ア 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）した上で、支援の種類及び内容等を記載した自立支援計画（以下「プラン」という。）を策定する。

また、プランに基づくさまざまな支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の状況に応じた適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

イ 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていく。さらに、生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たに開発することに努める。

(2) 配置職員

自立相談支援機関には、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員を配置することを基本とし、加えて、住まい相談支援員（以下これらの支援員を「主任相談支援員等」と総称する。）を配置することが望ましい。また、主任相談支援員等は、原則として、当分の間、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。（ただし、当分の間は、この限りでない。）

それぞれの職種における主な役割は以下のとおりであるが、都道府県等の人口規模、人員等の状況により、相談支援員が就労支援員を兼務する等、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。

なお、自立相談支援事業とシェルター事業を一体的に実施する場合の支援に当たっては、当該地域において生活困窮者全般を対象とする窓口がある場合はシェルター事業の利用が必要と判断された利用者を中心に支援して差し支えない。ただし、この場合であっても、住まい相談支援員を配置する場合、住まい相談支援員はシェルター事業の利用者以外にも広く支援すること。

ア 主任相談支援員

自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応等高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う。

イ 相談支援員

生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援等のアウトリーチ等を行う。

ウ 就労支援員

生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う。

エ 住まい相談支援員

主任相談支援員及び相談支援員の役割のうち、特に住まいに課題を抱える生活困窮者へのアセスメントやプランの作成、住宅関係機関（大家・不

動産仲介業者・居住支援法人等）や福祉関係機関（福祉事務所・地域包括支援センター・基幹相談支援センター等）からの相談対応、物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等を行う。

4 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、以下の手順で実施する。なお、福祉事務所設置自治体においては、自立相談支援事業と就労準備支援事業及び家計改善支援事業（以下この別記1の4において「両事業」という。）を一体的に実施するものとしている。

具体的な一体的実施の方法については、主に以下の方法が考えられる。

① 相談時の連携

自立相談支援機関による相談時に、両事業の支援員も同席し、それぞれの専門知識を活かしたアセスメントを実施する体制を確保する方法。

② 自立支援計画の策定時における連携

自立相談支援機関による自立支援計画の策定時において、支援調整会議に、両事業の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討する体制を確保する方法。

また、上記以外にも、以下のような方法により一体的に実施することも考えられる。

- ・ 支援開始後に自立相談支援事業の支援員と両事業の支援員が緊密に連携し、支援対象者である生活困窮者の状態や支援の実施状況を共有し、支援に活かす
- ・ 支援開始後に自立相談支援事業の支援員と両事業の支援員がそれぞれの事業による支援において必要に応じて同席する
- ・ 両事業の支援員が、支援対象者である生活困窮者が生活困窮者自立支援制度の他の事業や福祉サービス等の支援の利用が望ましいと認める場合に、自立相談支援事業の支援員につなぎ、自立相談支援事業において、関係機関との連絡調整を行う
- ・ その他、地域の実情に応じた連携（国庫補助協議において、具体的に記載いただく予定）

（1）生活困窮者の把握・相談受付

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。

また、生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある者等、自ら相談に訪れることが困難であったり支援に一定の時間が必要な者もいることから、自立相談支援機関は待ちの姿勢ではなく、訪問支援等アウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域における関係機関とのネットワークの強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけ、関係機関への同行支援を行う等丁寧な支援を実施する。

イ 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（振り分け）する。

ウ 相談者への他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。その際、相談者が要保護となるおそれが高いと判断される場合には、生活保護制度に関する情報提供、助言等の措置を講ずる。

エ 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。アセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、自立相談支援機関が継続してプランの策定等の支援を行うか、又は、他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断（スクリーニング）する。

なお、生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に福祉事務所につなげるものとする。

また、他制度や他機関へのつながりが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他の相談窓口等へとつなぐとともに、必要に応じてつながり先の機関へ本人の状況について確認する等、適宜フォローアップに努めるものとする。

なお、本人に関する個人情報を関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることに留意すること。また、いわゆる相談のたらい回しとにならないよう関係機関と連携することが重要である。

（２） アセスメント・プラン策定

ア スクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な支援が妥当と判断された者については、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。

なお、プランは本人と自立相談支援機関とが協働しながら策定するものであることから、プランの策定に当たっては、本人の意思を十分に尊重するものとする。

イ プラン策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援（住居確保給付金の支給、居住支援事業の利用等）や、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。

ウ プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の（ア）から（キ）までに掲げる生活困窮者自立支援法に基づく支援、（ク）

から（コ）までに掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援等、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。

（ア） 住居確保給付金の支給

（イ） 就労準備支援事業

（ウ） 居住支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

（エ） 家計改善支援事業

（オ） 認定就労訓練事業

（カ） 子どもの学習・生活支援事業

（キ） （ア）から（カ）までのほか、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

（ク） 公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業

（ケ） 生活福祉資金貸付事業

（コ） 上記のほか、様々な公的事業による支援及び民生委員による見守り活動等のインフォーマルによる支援

エ 支援調整会議を開催し、プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プランに基づく支援に当たって、関係機関との役割分担等について調整を行う。

オ 実施主体は、支援調整会議（「5 支援調整会議」参照）において、（2）のウの（イ）、（エ）及び（オ）の事業（以下、「就労準備支援事業等」という。）が盛り込まれたプラン が了承された場合には、就労準備支援事業等については支援決定（「6 支援決定」参照）を、（2）のウの（ア）、（ウ）、（カ）、（ケ）又は（コ）の事業等については支援内容の確認を行う（（ア）及び（ウ）については、「住居確保給付金申請書」及び「居住支援事業利用申込書」において、別途支援（支給）決定を行う）。なお、行政以外の自立相談支援機関にあっては、就労準備支援事業等を含まないプランが支援調整会議において了承された場合、当該プランを行政に報告する。

カ （2）のウの（ク）の事業につなぐ場合については、実施主体がプランの内容を確認し了承した後、自立相談支援機関は、支援決定等がなされたプランの写しとともに、必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行う。

キ 自立相談支援機関は、実施主体の支援決定又は確認を受けたプランに基づき、具体的な支援の提供等を行う。

（3） 支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結

ア プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、各支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しを

サポートする。

イ 各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状況等を把握（モニタリング）する。

ウ 定期的なプランの評価は、以下の状況を整理し、概ね3か月、6か月、1年等本人の状況に応じ、支援調整会議において行う。

（ア） 目標の達成状況

（イ） 現在の状況と残された課題

（ウ） プランの終結・継続に関する、本人の希望・支援員の意見等

エ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守り等の必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間については、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。

オ 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

（４） 重層的支援体制整備事業を通じた包括的な支援体制の整備への参画

関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の整備を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、自立相談支援機関は、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において当該困難事例の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における各種支援関係機関間の役割分担を整理した上で対応する等、各種支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

5 支援調整会議

（１） 目的

支援調整会議は、プランの策定等にあたり、以下の4点を主な目的として開催するものである。

ア プランの適切性の協議

自立相談支援機関が策定したプランについて、自治体及び関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。プランの内容が、本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを、自立相談支援機関以外の関係者も参画する合議体形式で協議し、判断する。

イ 各支援機関によるプランの共有

各支援機関が、プランの支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、これを了承する。本人が抱える課題と設定した目標を共有

し、各支援機関の役割を明確化する。

ウ プラン終結時等の評価

プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、自立相談支援機関としての支援を終結するかどうかを検討する。

エ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、それらを地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取組を検討する。

(2) 開催方法

具体的な開催方法については、相談者数や社会資源の状況等地域の実情に応じ会議開催のルールを定めるものとする。プランに就労準備支援事業等が含まれている場合には、自治体が支援決定を行う役割を担うことから、行政担当者が支援調整会議に出席することが基本となる。

(3) 留意点

支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて行政やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。

なお、重層的支援体制整備事業により新たに実施される多機関協働事業においては、複雑的・複合的な課題を抱えているケースについて、課題の全体像を俯瞰した上で、個々の支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理する等の場として重層的支援会議を開催することとしている。重層的支援会議の開催に当たっては、既存の会議体である支援調整会議を活用することも可能であるが、支援調整会議の内容を精査し重層的支援会議としての時間を切り分ける等、それぞれの会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で適切に運用すること。

6 支援決定

(1) 自治体は、プランに盛り込まれた就労準備支援事業等の利用について、その可否を決定するために支援決定を行う。また、併せて、当該プランの内容が適切であるか否かを確認する。

(2) 自治体による支援決定は、以下の手順により行うものとする。

ア 自立相談支援機関は支援調整会議で了承されたプランを自治体に提出する。

イ 自治体はプランに盛り込まれた就労準備支援事業等の支援方針、支援内

容等について確認するとともに、それらの事業の利用要件に該当しているかを確認する。

ウ プランに盛り込まれた就労準備支援事業等について、利用要件に該当していることが確認できた場合は、自治体内部において決裁し、決裁後、速やかに利用者へ支援決定の通知を行う。

- (3) 上記(2)のイにおいて、事業の利用要件に該当しない等、支援決定ができない理由がある場合は、自治体はその理由を速やかに自立相談支援機関に報告する。報告を受けた自立相談支援機関は、本人と関係機関・関係者と再度プラン内容について確認・調整を行い、見直したプランを改めて自治体に提出する。

7 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して検討の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うことができるよう、支援会議も含めて自治体の関係部署や生活困窮者支援を行う関係団体等と連携するためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る必要がある。

また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努める。

特に、重層的支援体制整備事業においては、地域住民が世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成等、交流・参加・学びの機会のコーディネート等を行う地域づくり事業を実施することとしている。当該事業により構築される地域のネットワークとの連携を通じて、より充実した地域支援ネットワークの構築に努めるものとする。

8 住居確保給付金の手続き

住居確保給付金の相談・受付業務、受給中の面接業務等（自治体が行う支給決定に関する事務を除く。）は、自立相談支援機関において行う。

9 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（令和7年4月1日付け社援地発0401第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添1「自立相談支援事業の手引き」）及び「生

活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について（通知）」
（平成27年3月27日付け社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知）
等の関連通知を参照すること。

- （2） 相談支援に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」に定める「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」を使用すること。また、利用者ごとに支援台帳を作成し、管理すること。
- （3） 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくこと等、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

別記 1 の 5

福祉事務所未設置町村相談事業実施要領

1 目的

福祉事務所を設置していない町村（以下「福祉事務所未設置町村」という。）において、一次的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者（以下この別記 1 の 5 において「生活困窮者等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、自立相談支援事業の利用勧奨その他の必要な援助等を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図ることを目的とする。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援等必要な支援を行うものとする。

2 実施主体

実施主体は、福祉事務所未設置町村とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の実施主体が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

実施主体は、都道府県と緊密に連携の上、次に掲げる事業を実施するものとする。

（1）一次的な相談支援等

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、生活困窮者等から来所等による相談を受け付ける。

生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な者もいることから、都道府県が設置する自立相談支援機関とも連携しながら、待ちの姿勢ではなく、訪問支援等アウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域における関係機関とのネットワークの強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけ等を行う。

イ 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（振り分け）する。

ウ 相談者へ他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場合は、情報提供や他機関へつ

なぐことにより対応する。なお、相談者が要保護となるおそれが高いと判断される場合には、生活保護制度に関する情報提供、助言等の措置を講ずる。

エ 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、相談者本人に対して、都道府県が実施する自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うとともに、相談者本人の同意を得た上で、相談内容や相談者の個人情報等を業務上必要な範囲において、都道府県に提供する。

オ 関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の整備を進めるという重層的支援体制整備事業のねらいを踏まえ、自立相談支援機関は、個別の支援機関としての対応に加えて、市町村が開催する支援会議において当該困難事例の情報を共有し必要な支援体制を検討する、あるいは、支援について相談者本人の同意が得られている場合は、多機関協働事業者が開催する重層的支援会議において、地域における各種支援関係機関間の役割分担を整理した上で対応する等、各種支援機関等との連携や協働を進めながら必要な支援を行うものとする。

カ 重層的支援体制整備事業においては、地域住民が世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成等、交流・参加・学びの機会のコーディネート等を行う地域づくり事業を実施することとしている。当該事業により構築される地域のネットワークとの連携を通じて、より充実した地域支援ネットワークの構築に努めるものとする。

(2) 都道府県との連絡調整・支援のサポート等

ア 都道府県が実施する自立相談支援事業につないだときは、必要に応じて、当該生活困窮者に関する都道府県が開催する支援調整会議に参画するほか、プランに基づく各支援機関による支援が始まった後もその実施状況や支援対象となっている生活困窮者の状態に関する情報を確認する等適宜、都道府県の支援をサポートするとともに、当該生活困窮者のフォローアップに努めるものとする。

イ 支援の終結に当たっては、都道府県とともに地域における見守り等の必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行うほか、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。

4 留意事項

- (1) 本事業を実施した場合であっても、自立相談支援事業の実施主体は引き続き都道府県であることから、都道府県には相談対応を行う福祉事務所未設置町村に対しても適切な事業実施を行うことが求められること。

- (2) 本事業は、都道府県が町村に対し相談対応の実施を依頼し、実質的に権限移譲のようになることを想定しているものではなく、都道府県の果たすべき役割を減じるものではないことから、福祉事務所未設置町村は、当該事業を実施するに当たって、予め管轄する都道府県とそれぞれの役割分担や連携方法等を調整すること。

別記 2

「地域づくり事業の運営について」

- 別記 2 の 1 地域介護予防活動支援事業実施要領
- 別記 2 の 2 生活支援体制整備事業実施要領
- 別記 2 の 3 地域活動支援センター機能強化事業実施要領
- 別記 2 の 4 地域子育て支援拠点事業実施要領
- 別記 2 の 5 生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施要領

別記 2 の 1

地域介護予防活動支援事業実施要領

地域介護予防活動支援事業は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、本事業の活動や支援を通じて、事業の参加者等から生活課題を受け止めた場合は、専門的な支援が必要なものは適切な支援機関につなぎ、つなぎ先が明確ではない複雑化・複合化した課題を受け止めた場合は多機関協働事業者につなぐ等の必要な支援を行うものとする。

介護予防に資する住民主体の通いの場については、高齢者がそれぞれの年齢層や性別、健康状態、関心等に応じて参加できるよう、市町村が介護保険制度による支援を行っているものに限らず、スポーツや生涯学習に関する取組等を含めた多様な取組の実施が期待される。さらに、地域づくりの推進や男性の参加促進等を図る観点から、防災や交通安全、地域の見守り等の取組との連携も期待される。

また、以上の取組に加え、概ね次のようなものも組み合わせて支援することが考えられる。

- ① 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修
- ② 介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援
- ③ 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施
- ④ 介護予防に資する取組への参加やボランティア等へのポイント付与

なお、ポイント付与の取組については、参加へのインセンティブや、参加者のデータ収集、多様な主体との連携にもつながることが期待される一方、対象の偏りや費用対効果等の点については、社会的に理解の得られる範囲を見極めながら進めることが重要である。

別記 2 の 2

生活支援体制整備事業実施要領

(1) 目的

高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、総合事業として実施するサービス・活動事業及び一般介護予防事業並びに地域住民を含めた多様な主体による高齢者の自立した生活や介護予防に資する総合事業に該当しない多様な活動又は事業（以下「生活支援・介護予防サービス」という。）について、事業間での連動を図りながら実施することが重要である。

このため、介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に定める事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）においては、市町村が中心となって、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、特定非営利活動法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会、民生委員等の多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことを目的としている。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するとともに、交流・参加・学びの機会を生み出すために「人と人」、「人と居場所」をつなぎ合わせるコーディネートを行う観点から、参加者の属性や世代に関わらず必要な支援を行うものとする。

(2) 実施主体

市町村。

ただし、市町村は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 67 に定める者に対し、介護保険法第 115 条の 47 第 1 項の規定に基づき、事業の実施に係る方針を示して、事業の全部又は一部を委託することができる。

(3) 実施内容

生活支援体制整備事業は、生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築等のためのコーディネート機能を果たす者（以下「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」という。）の配置及び協議体（地域の多様な主体により構成される生活支援・介護予防サービスに関する企画、立案、方針策定等を行う場をいう。以下同じ。）の設置等を行うことにより、市町村による、（1）に掲げる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービス

の提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進するものであり、具体的な事業内容は、次に定めるところによる。

ア 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置

（ア） 配置・設置の単位区域

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置については、次の a 及び b に掲げる区域ごとに、それぞれ行うものとする。

a 第1層 市町村（指定都市においては行政区、広域連合においては構成市町村）の区域

b 第2層 日常生活圏域（介護保険法第117条第2項第1号に定める、市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）

（イ） 配置・設置に係る留意点

1人の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が第1層と第2層を兼務することや複数の第2層を担当すること等、市町村の状況に応じて柔軟な配置が可能である。

また、日常生活圏域の数が1となる市町村においては、第1層と第2層は同一の区域となるが、それぞれに生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置する必要はない。

協議体の設置についても同様の考え方とする。

（ウ） 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）及び協議体の業務内容等については、イ及びウをそれぞれ参照すること。

イ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

（ア） 業務の目的

次の a から c までに掲げる内容を目的に、（イ）に掲げる業務（以下「コーディネート業務」という。）を実施する。

その際、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、まちづくり、農業等の福祉分野以外の分野との連携を図り、幅広い関係者が出会い、学び合う多様なプラットフォームが形成されることを支援しつつ、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備の推進に努めること。

a 資源開発（地域に不足する生活支援・介護予防サービスの創出（既存の活動を地域とつなげることを含む。）、生活支援・介護予防サービスの担い手（ボランティア等を含む。）の養成、元気な高齢者をは

じめとする多世代の地域住民が担い手として活動する場の確保等)

- b ネットワーク構築（多様な主体を含む関係者間の情報共有、生活支援・介護予防サービス提供主体間の連携の体制づくり等）
- c ニーズと取組のマッチング（地域の支援ニーズと生活支援・介護予防サービス提供主体の活動のマッチング等）

なお、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、コーディネート業務を担う者であり、例えば、aに掲げる資源開発においては、資源開発そのものではなく、高齢者を含む多世代の地域住民、生活支援・介護予防サービスの実施者、地域包括支援センター及び市町村をつなげ、それらの連携・共創を推進する役割を担うものである。したがって、市町村及び地域包括支援センターは、適切に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）との緊密な連携のもとで、サービス・活動事業としての事業化等を進めること。

また、コーディネート業務の実施に当たっては、高齢者が、単に地域の生活支援・介護予防サービスを享受するだけでなく、自身の関心や選択を踏まえ、自分事として地域の多様な活動に主体的に参加することを促すよう取り組むこと。

（イ） 業務の内容

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、地域住民や多様な主体との対話やネットワークの構築を行うことを通じ、関係者の間で地域の現状や将来像の共有を図るとともに、地域住民や多様な主体ごとの多様な価値判断を尊重しながら地域での共創を推進するため、次のaからeまでに掲げるコーディネート業務を実施する。

この際、第1層に配置される者は、aからdまでに掲げる業務を中心に実施することとし、第2層に配置される者はaからeまでに掲げる業務を第1層に配置される者との連携を図りながら実施すること。

- a 高齢者の支援ニーズ・関心事や地域住民を含む多様な主体の活動の状況の情報収集及び可視化
 - b aを踏まえた、地域住民や多様な主体による生活支援・介護予防サービスの企画・立案、実施方法の検討に係る支援（活動の担い手又は支援者たり得る多様な主体との調整を含む。）
 - c 地域住民・多様な主体・市町村の役割（地域住民が主体的に行う内容を含む。）の整理、実施目的の共有のための支援
 - d 生活支援・介護予防サービスの担い手（ボランティア等を含む。）の養成、組織化、具体的な活動とのマッチング
 - e 支援ニーズと生活支援・介護予防サービスとのマッチング
- eについては、生活支援・介護予防サービスの事業化（サービス・活

動事業の事業化を含む。)や立ち上げ・継続のためのコーディネート業務を想定しており、生活支援・介護予防サービスの実施主体が、当該サービスの実施区域(以下「第3層」という。)において行う個々の高齢者と当該サービスとのマッチングについては、事業の対象外とする。

(ウ) 配置先及び必要となる員数

生活支援体制整備事業は、介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業であること、また、第1層は市町村の区域、第2層は日常生活圏域としていることを踏まえ、当該区域を担当する地域包括支援センターとの連携を図ることを前提としつつ、適切な配置先を選定すること。

また、第1層及び第2層ごとに必要となる人員の員数等は定めていないことから、地域の実情に応じて柔軟な配置が可能であること。

(エ) 資格要件

国において統一的に資格要件を定めてはいないが、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)は、地域住民の関心事や地域の多様な活動の状況をよく知る者、地域住民による活動の支援について実績のある者、定年退職をして地域づくりに関心をもつ者、医療・介護・福祉の領域を越えた主体との対話のための知見を有する者等、様々な資質等が求められると考えられ、市町村は事業の目的等に応じたコーディネート業務を適切に実施できる者を選定すること。

また、都道府県又は厚生労働省が実施する研修を修了した者が望ましい。なお、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)に係る研修については、地域医療介護総合確保基金における介護従事者の確保に関する事業の対象としている。

ウ 協議体

(ア) 目的

生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)が行うコーディネート業務を支援し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的とする。

(イ) 役割

- a 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の組織的な補完
- b 地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の可視化の推進(実態調査の実施や地域資源マップの作成等)
- c 企画、立案、方針策定を行う場(生活支援・介護予防サービスの担い手養成に係る企画等を含む。)
- d 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- e 情報交換の場、働きかけの場等

(ウ) 設置主体

市町村。

協議体の設置・運営については、様々な手法によることを可能とするが、市町村は、設置・運営において必要となる事項について予め要綱等において定めるとともに、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や地域包括支援センターとの連携のもと、地域の関係者のネットワーク化を支援すること。

なお、地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能である。

また、例えば、既存の地域の住民会議を活用する等、市町村に事務局をおかないことも考えられ、地域の実情に応じた形で実施が可能である。

(エ) 構成員

協議体の構成員については、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）のほか、市町村、地域包括支援センター等の行政機関、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、特定非営利活動法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会、民生委員等の地域の多様な主体の関係者で構成されることが想定される。

また、介護保険制度以外の制度における事業（子育て支援等の福祉施策のほか地域振興・活性化等を目的とする事業等を含む。）、民間市場における保険外サービス、地域の支え合い活動等の多様な活動との連携を進めることは、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）のコーディネート業務を補完し、活動の推進や具体化を進める観点から重要であり、配食事業者、移動販売事業者、移動支援団体等、地域の高齢者の生活支援・介護予防に資する活動実績を有する又は参入を予定している民間企業等も参画することが望ましい。

さらに、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえると、生活支援・介護予防サービスの体制整備にあたって、多様な分野との連携を促進する観点から、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、まちづくり、農業等の福祉分野以外の分野からの参画を募ることが望ましい。

なお、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動状況に応じ、協議体で取り扱うべき内容や関係者は異なることから、協議体の構成員は固定的である必要はなく、適宜適切な者の参画を促すこと。

エ 生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業

独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（いわゆるダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援等、地域包括支援センターに期待される役割は高まっているが、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、地域包括支援センターのみが業務を負担するのではなく、地域包括支援センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要である。

このため、市町村は、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が、地域包括支援センターと連携しながら、地域住民への個別訪問や相談対応等といった個別の対応を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む事業を実施することができる。

（ア） 実施内容

複雑化・複合化する地域課題に対応するための地域づくりに取り組むため、個別の対応から地域課題の把握を行うとともに、地域の多様な主体とともに課題解決に向けた対応を行う。具体的には以下のような取り組みが想定されるが、これらは例として示すものであり、本事業の趣旨に沿う内容であれば地域の実情に応じて多様な取り組みを実施することが可能である。

- ・ 地域包括支援センターとの連携のもとで、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応を行い、個別の対応から地域課題の把握等を行う。
- ・ 社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワーク等の関係機関のほか、銀行や飲食店等の地域の多様な主体からの情報収集を行うとともに、課題に対応するための関係者間のネットワークづくりを行う。
- ・ 地域包括支援センターや地域の多様な主体を含む地域のネットワークを活用し、課題を抱える者の適切な支援へのつなぎや課題に対応するための資源開拓を行う。

（イ） 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置方法

個別の対応にあたって地域包括支援センターとの連携が重要であることから、原則として地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担うこととする。

ただし、情報共有から課題への対応を含めて地域包括支援センターと密接な連携を行うことができると市町村が判断する場合には、地域包括支援センター以外の場所に配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担うことも可能である。

（ウ） 留意事項

密接な連携が行えることを前提に、地域包括支援センターの設置者と生活支援コーディネーターの所属が同一であることは問わないこととし、例えば市町村直営の地域包括支援センターに委託を受けた生活支援コーディネーターを配置して本事業を実施することも可能である。

また、既に配置されている第1層・第2層の生活支援コーディネーターが本事業の実施を担うことも可能であるほか、既存の協議体をはじめとした地域のネットワークとの接続を図ることも重要である。

なお、重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援や地域づくりに向けた支援等の5事業を一体的に実施するものであることから、生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の実施有無に関わらず、地域住民への個別訪問や相談対応等といった個別の対応と、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりの関連性に留意して生活支援体制整備事業を実施することが望ましい。

オ 住民参画・官民連携推進事業

地域では、総合事業又は高齢者施策としては位置付けられない多様な生活支援・介護予防サービスが、民間企業、協同組合、シルバー人材センター、特定非営利活動法人、地域の産業等に携わる団体等の多様な主体（以下エにおいて「地域での活動に取り組む民間企業等」という。）により事業化され、地域における様々な局面で高齢者の日常生活を支えている。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）及び協議体の活動の活性化を図り、サービス・活動事業をはじめとする地域における生活支援・介護予防サービスの充実を図るためには、地域住民の主体的な活動を進めることに加え、これら活動の補完又は更なる推進を図るため、地域での活動に取り組む民間企業等が有する事業化の知見を活用することや、その活動との連動を深めることが重要である。

このため、市町村は、次に掲げる事業（住民参画・官民連携推進事業）を実施することができる。

- (ア) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が企画するタウンミーティングやワークショップの開催等による、地域住民、医療・介護関係者及び地域での活動に取り組む民間企業等を含む多様な主体が地域課題等の洗い出しや解決策・必要となる事業等の検討を行う場の設置
- (イ) 生活支援・介護予防サービスの企画・立案・プロジェクト化のため、地域での活動に取り組む民間企業等との連携・協働のもとで行う地域住民へのインタビュー、マーケティング、デザイン（既存事業の見直し等を含む。）等の実施（生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

や協議体に助言等を行うための人材の配置や民間企業等への委託等を含む。))

- (ウ) (ア) 及び (イ) の結果等を踏まえ、地域での活動に取り組む民間企業等と地域住民の連携・協働のもとで行う生活支援・介護予防サービスの実装のための試行的実施に係る支援（総合事業として本格運用するまで又は民間企業等と地域住民の協働のもとで当該事業が自走することができるまでの期間における事業費の補助を含む。）

カ 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置

市町村は、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）のほか、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）を配置することができる。

(ア) 活動内容

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する。

なお、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、まちづくり、農業等の福祉分野以外の多様な分野との連携を進めていく観点から、重層的支援体制整備事業を通じて構築される地域のネットワークとの連携により、さらに充実したコーディネートに努めること。

(イ) 配置

配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。

(ウ) 資格要件

地域の産業に精通している者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者とする。

なお、高齢者の就労的活動の充実には、当該活動と地域の第1次産業や製造・流通・販売・サービス業等の民間企業等による活動との連携が期待されることから、こうした活動に知見のある者を配置することも効果的と考えられる。

キ 留意事項

- (ア) 本事業を、効果的に実施するため、企画段階や支援の担い手として、積極的に高齢者を含めた地域住民の参加を促していくことが重要である。
- (イ) 本事業に関連して、以下のような取組を実施することも可能である。
- a 協議体の設置に向けた生活支援・介護予防サービスの充実に関する研究会等の立ち上げや開催

- b 研究会や協議体等が中心となって実施する地域資源の実態調査等の情報収集
- c 生活支援・介護予防サービスに係るボランティア等の担い手を養成するための研修等の実施

なお、当該研修は市町村が単独で実施する研修を対象としている。一定程度専門的な生活支援・介護予防サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合、例えば、広域的な移動（輸送）サービス従事者養成研修や広域的な配食サービスの調理・配送に係る従事者養成研修等、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県が実施する場合は、地域医療介護総合確保基金における介護従事者の確保に関する事業の対象となる。

- (ウ) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）及び就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）は、必要に応じて他の制度に位置づけられる職種と兼務することも可能である。

なお、重層的支援体制整備事業に必要な経費に対して、生活支援体制整備事業を含む介護、障害、子育て、生活困窮分野の地域づくり支援等にかかる事業を一体的に実施するための交付金が交付されるため、一体的に実施する地域づくり事業の範囲内においては業務量等の按分による詳細な区分経理は求めないものとしている。

- (エ) 住民主体による支援等の多様な支援を推進するためには、高齢者施策にとどまらず、地域づくりの観点から、高齢者施策以外の市町村内の担当部門、地域内の関係団体との連携を視野に入れ、様々な分野の多様な主体を巻き込んで取組を進めていくこと。

したがって、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が行うコーディネート業務を通じて創出等される地域での活動は、例えば、多世代交流の場等、高齢者の支援のみならず、その結果として、多様な世代の支援に資することも想定されるものである。

- (オ) 本事業については、市町村が中心となって生活支援・介護予防サービスに係る体制整備の進捗状況を把握しながら計画的に取り組んでいく必要があることから、実施方針を明確化するとともに、短期的及び中長期的な目標を定め、必要に応じて事業の評価や効果測定を実施すること。

別記 2 の 3

地域活動支援センター機能強化事業実施要領

1 目的

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

市町村とする。

ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。

3 事業内容

基礎的事業（注 1）に加え、本事業を実施する。なお、本事業の例として下記のような類型を設け事業を実施することが考えられる。

（注 1） 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（障害者総合支援法第 80 条第 1 項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む）の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営を満たすものであること。）として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置）

（1） 事業形態の例

ア 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

（ア） 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね 5 年以上有し、安定的な運営が図られている。

（イ） このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも

可能である。

(2) 職員配置

上記事業の職員配置の例としては、以下のとおり。

ア 地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業（注２）による職員の他１名以上を配置し、うち２名以上を常勤とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業による職員の他１名以上を配置し、うち１名以上を常勤とする。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業による職員のうち１名以上を常勤とする。

（注２） 基礎的事業における職員配置は、２名以上とし、うち１名は専任者とする。なお、デジタル技術等を活用した業務効率化により他の事業所における職員を兼務する等、業務に支障のない場合は、この限りでない。

(3) 利用者数等

上記事業の利用者数等の例としては、以下のとおり。

ア 地域活動支援センターⅠ型

１日当たりの実利用人員が概ね２０名以上。

イ 地域活動支援センターⅡ型

１日当たりの実利用人員が概ね１５名以上。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

１日当たりの実利用人員が概ね１０名以上。

4 留意事項

(1) 実施主体又は運営主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結すること。

(2) 地域活動支援センターの事業を実施する者は、法人格を有していなければならないこと。

(3) 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、本事業の活動や支援を通じて、事業の利用者等から生活課題を受け止めた場合は、専門的な支援が必要なものは適切な支援機関につなぎ、つなぎ先が明確ではない複雑化・複合化した課題を受け止めた場合は多機関協働事業者につなぐ等の必要な支援を行うも

のとする。

別記 2 の 4

地域子育て支援拠点事業実施要領

1 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（広域連合を除く。以下本実施要領において同じ。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

4 実施方法

（1）基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。（ただし、（2）の⑩に定める小規模型指定施設を除く。）

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月 1 回以上）

（2）一般型

① 事業内容

常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とそのこども（主として概ね 3 歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として（1）に定める基本事業を実施する。

② 実施場所

- (ア) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設等の子育て親子が集う場として適した場所
- (イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- (ウ) 概ね 10 組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

③ 実施方法

- (ア) 原則として週 3 日以上、かつ 1 日 5 時間以上開設すること。
- (イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を 2 名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）
- (ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

④ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組

市町村以外の者が（１）に定める基本事業に加えて、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の（ア）～（オ）に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、拠点施設の業務を円滑に実施するため、当事業の別途加算の対象とする。

なお、（１）に定める基本事業の運営主体が市町村であって、（ア）～（オ）の運営を市町村以外の者への委託等によって行っている場合も当該加算の対象とする。

- (ア) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施
- (イ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施
- (ウ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した親子関係形成支援事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 21 項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施
- (エ) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 4 項に定める事業）、養育支援訪問事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に定める事業）または子育て世帯訪問支援事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 19 項）の実施

(オ) その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施

⑤ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の（ア）～（ウ）に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合（重層的支援体制整備事業において、地域子育て支援拠点事業の実施主体と異なる実施主体が地域型事業・拠点として行う場合を含む）について別途加算の対象とする。

（ア） 開設日数は、週 1～2 日、かつ 1 日 5 時間以上とすること。

（イ） 一般型の職員が、必ず 1 名以上出張ひろばの職員を兼務すること。

（ウ） 実施場所は、年間を通して同じ場所で実施することが望ましい。

ただし、地域の実情に応じて、複数の場所において実施することも差し支えないが、その場合には子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

⑥ 地域支援

重層的支援体制整備事業を行う市町村においては、介護、障害、こども、生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施することを踏まえ、全ての拠点において地域全体で、こどもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施する場合に別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日付けこ成環第 131 号、こ支虐第 122 号、5 文科初第 2594 号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知）に定める利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施する場合（基本Ⅲ型を除く）には、同事業において措置することとし、加算の対象としない。

（ア） 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

（イ） 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

（ウ） 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

（エ） 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

⑦ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭等、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の（a）、（b）に掲げる実施方法により、支援を実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

（a） 開設日数は、週2日程度以上とすること。

（b） 専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること。

⑧ 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援

両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合（概ね月2回以上）に別途加算の対象とする。

⑨ 賃貸物件を活用する場合の賃借料への支援

賃貸物件を活用して事業を実施する場合（週5日以上、かつ1日6時間以上開設している事業所に限る）に別途加算の対象とする。

⑩ 経過措置（小規模型指定施設）

（ア） 内容

従来の地域子育て支援センター（小規模型指定施設）（以下「指定施設」という。）については、以下の通り事業の対象とする。

（イ） 実施方法

（a） 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること

（b） 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。

（c） 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）

（d） 次のa～cの取組のうち2つ以上実施すること。

a 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問等事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談等地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況等に応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡等によりその家庭の状況等の把握に努め、児童虐待等指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

b 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会等の企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

c 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッター等地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介等を行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合う等、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ) の (d) a の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週 3 回程度実施する場合については、別途加算の対象とする。

(3) 連携型

① 事業内容

効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設（以下「連携施設」という。）において、(1) に掲げる基本事業を実施する。

② 実施場所

(ア) 児童館・児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって子育て親子が交流し、集う場として適した場所。

(イ) 概ね 10 組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

③ 実施方法

(ア) 原則として週 3 日以上、かつ 1 日 3 時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を 1 名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）ただし、連携施設に勤務している職員等のバックアップを受けることができる体制を整えること。

(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

④ 地域の子育て力を高める取組

(1) に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日付けこ成環 131 号、こ支虐第 122 号、5 文科初第 2594 号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知）に定める利用

者支援事業を併せて実施する場合（基本Ⅲ型を除く）には、加算の対象としない。

⑤ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭等、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の（a）、（b）に掲げる実施方法により、支援を実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

（a） 開設日数は、週2日程度以上とすること。

（b） 専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること。

⑥ 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援

両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合（概ね月2回以上）に別途加算の対象とする。

5 留意事項

（1） 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

（2） 事業に従事する者は、事業に従事するにあたって、基本研修及び子育て支援員研修事業実施要綱別表2-2の3に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。

（3） 実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者を子育て支援員研修実施要綱別表3及び別表4に定めるフォローアップ研修及び現任研修その他各種研修会やセミナー等へ積極的に参加させ、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。

（4） 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、こども家庭センター、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に事業を実施するよう努めること。

（5） 拠点施設が「地域子育て相談機関」を担う場合においては、拠点が持つ子育て親子が気軽に立ち寄り、子育てに関する疑問や悩みを相談することができる場という強みを生かし、個々の子育て家庭の相談ニーズ等に対し、適切に対応いただきたい。

なお、「地域子育て相談機関」の具体的な業務等は、地域子育て相談機関設置運営要綱を参照されたい。

- (6) 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、本事業の活動や支援を通じて、事業の参加者等から生活課題を受け止めた場合は、専門的な支援が必要なものは適切な支援機関につなぎ、つなぎ先が明確ではない複雑化・複合化した課題を受け止めた場合は多機関協働事業者につなぐ等の必要な支援を行うこと。

6 費用

事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

別記 2 の 5

生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施要領

1 目的

本事業は、地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うこと通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市区町村とする。また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、市区町村が適当と認める民間団体等に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業は、次の（１）から（５）に掲げる取組の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を選択して実施すること。

なお、本事業の内容は、市区町村にあっては当該市区町村が策定した市町村地域福祉計画（法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」をいう。）を、都道府県にあっては当該都道府県が策定した都道府県地域福祉支援計画（同法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」をいう。）を踏まえたものでなければならないものとする。

また、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉計画」という。）について、未策定又は改定を検討している等の理由により、これにより難しい場合については、地域福祉計画の策定又は改定の見通し等について、厚生労働大臣に協議を行い、厚生労働大臣が認めた場合に限り、本事業を実施できるものとする。

（１） 地域住民のニーズ・生活課題の把握

住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況等について、実態把握を行う。

（事業例）

- ・ 地域住民に対するニーズ・課題把握のためのアンケート調査
- ・ 相談窓口や支援機関に対する地域の福祉ニーズ等の調査
- ・ 地域住民との座談会の開催 等

(2) 地域住民の活動支援・情報発信等

(1) により把握したニーズ等、地域における住民のニーズ・生活課題に柔軟に対応し、地域の住民主体の活動を活性化させるよう、地域住民の活動支援や情報発信等を行う。

(事業例)

- ・ 地域住民に対して地域活動への参加を促す説明会の実施
- ・ 課題を抱える住民と地域活動をマッチングするための情報提供
- ・ 地域活動の担い手やそれをコーディネートする人材に対する研修
(民生委員・児童委員に対して、その活動に必要な知識及び技能を修得するための研修を除く。)
- ・ 企業による社会貢献活動や、企業等の従事者に対する定年退職後の地域活動を促す説明会の実施 等

(3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」

地域住民が、属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽にに関わり、安心して過ごすことのできる場を設置・運営する。

(事業例)

- ・ 多様な住民同士が交流できる祭りやスポーツ等のイベントの開催
- ・ 属性や世代によらず利用できるカフェや食堂、教室等の拠点の運営
(拠点の運営に要する経費にはWi-Fi等通信環境の整備に係る費用・通信費を含む。)
- ・ 新たな交流拠点の開設(原状復帰のための小修繕費を含む。) 等

(4) 行政や地域住民、特定非営利活動法人等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源等を共有して意見を出し合うことで、新たな気付きを得て地域に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取組を行う。

(事業例)

- ・ 地域住民のニーズや生活課題に応じた地域活動の創出に向けた検討会の開催
- ・ 地域の社会福祉法人や特定非営利活動法人、電気・ガス事業者等、地域のニーズに関して、多様な関係機関との情報共有を図るとともに、これらの協働体制を構築するためのネットワーク会議の開催 等

(5) 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

民生委員の活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けて、民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する創意工夫を凝らした取組を行う。

(事業例)

- ・ 民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動等の活動の補佐を行う「民生委員協力員」を設置し民生委員活動をサポートする体制づくり
- ・ 小学生を対象とした「こども民生委員」を委嘱し、地域の見守り活動へ体験参加を行い、その保護者にも民生委員活動の重要性の理解を促す
- ・ 仕事をしながら民生委員の活動がしやすい環境を整備するため、タブレット端末等 I C Tを活用して、情報共有や定例会議のオンライン化を図る
- ・ 大学生や高校生が民生委員応援団を結成し、S N S（インスタグラム等）を活用した周知・広報活動を実施することにより、若い世代の理解を促進するとともに、民生委員活動への参加・協力を促す 等

4 事業評価

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、地域福祉計画を踏まえつつ、支援が必要な者の人数や支援の実施回数の上に留まらずにアウトカムの数値を基本とした成果目標を立てるとともに、本事業による国庫補助を受けた年度の概ね3月に、学識有識者や現場有識者等第三者が参画した検証の場を設置する等により、当該年度における本事業の実施状況について評価を行い、補助金の実績報告の際にその内容について厚生労働省に報告すること。

5 留意事項

(1) 個人情報の取扱い

本事業において、地域ニーズの実態把握等を実施する場合は、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、職員等に対して周知徹底を図る等の対策を行うこと。

(2) 関係事業との連携

本事業の実施に当たっては、生活困窮者自立支援制度を始め、介護、障害、子ども等の関連施策とも連携を図りつつ、効果的・効率的な事業の実施体制の確保に努めること。